

1. 議事日程（第2日目）

（平成24年度安芸高田市決算常任委員会）

平成24年 9月24日
午前 9時 開会
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第1号 平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について
 - (2) 認定第2号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - (3) 認定第3号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - (4) 認定第4号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
 - (5) 認定第5号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
 - (6) 認定第6号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
 - (7) 認定第7号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
 - (8) 認定第8号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - (9) 認定第9号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
 - (10) 認定第10号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
 - (11) 認定第11号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
 - (12) 認定第12号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
 - (13) 認定第13号 平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- (討論・採決)
- (14) 認定第1号 平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について
 - (15) 認定第2号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - (16) 認定第3号 平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - (17) 認定第4号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
 - (18) 認定第5号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
 - (19) 認定第6号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
 - (20) 認定第7号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
 - (21) 認定第8号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - (22) 認定第9号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
 - (23) 認定第10号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
 - (24) 認定第11号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
 - (25) 認定第12号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
 - (26) 認定第13号 平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について

2. 出席委員は次のとおりである。(18名)

委員長	亀岡等	副委員長	児玉史則
委員	熊高昌三	委員	前重昌敬
委員	石飛慶久	委員	大下正幸
委員	水戸眞悟	委員	先川和幸
委員	山根温子	委員	宍戸邦夫
委員	山本優	委員	前川正昭
委員	秋田雅朝	委員	赤川三郎
委員	青原敏治	委員	金行哲昭
委員	入本和男	委員	塚本近

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(70名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
		市民部長	新川昭夫
総口窓口課長	佐々木早百合	総口窓口課課長補佐	中田義和
総合窓口課窓口係長	日浦玲子	税務課長	中山好夫
税務課市民税係長	山根孝浩	税務課資産税係長	佐藤一夫
税務課収納課長	竹本繁行	市民生活課長(兼)人権多文化共生推進室長	中村慎吾
市民生活課市民生活係長	大田雄司	人権多文化共生推進室室長補佐	秋重正義
人権多文化共生推進室人権多文化共生推進係長	原田和雄	福祉保健部長	武岡隆文
社会福祉課長	岡島勤	社会福祉課課長補佐兼社会福祉係長	中谷文彦
社会福祉課課長補佐兼生活福祉係長	佐々木幸浩	社会福祉課課長補佐兼障害者福祉係長	毛利幹夫
子育て支援課長	可愛川實知則	子育て支援課児童福祉係長	久城祐二
高齢者福祉課長	岩崎猛	高齢者福祉課課長補佐	横田清次
高齢者福祉課課長補佐兼介護保険係長	中野浩明	高齢者福祉課課長補佐兼高齢者相談支援係長	永岡京子
保健医療課長	中元寿文	保健医療課課長補佐兼医療保険係長	田村政司
保健医療課健康推進係長	岩見達也	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	地域営農課長	猪掛公詩
地域営農課営農支援係長	黒田貢一	地域営農課農地利用係長	稲田圭介
農林水産課長	佐々木靖	農林水産課調整監	岩見宏

農林水産課農林土木係長	五 島 博 憲	農林水産課林業水産係長	森 田 修
商工観光課課長補佐	兼 村 恵	農業委員会事務局長	山 根 厚 志
農業委員会事務局農地係長	沢 田 純 子	建設 部 長	河 野 正 治
管 理 課 長	賀志古 恵	管理課工事検査員	小 野 直 樹
管理課建設管理係長	河 野 恵	住宅政策課長	青 山 勝
住宅政策課課長補佐	小 玉 勝	建設 課 長	西 原 裕 文
建設課特命担当課長	岩 崎 邦 文	建設課課長補佐	山 口 幸 弘
建設課維持係長	登 田 晃	上下水道課課長	上 本 文 生
上下水道課特命担当課長	伊 藤 良 治	上下水道課課長補佐	平 野 良 生
上下水道課業務係長	柿 田 治 宣	上下水道課経営企画係長	高 藤 誠
上下水道課管理係長	奥 本 春 義	清流園場長	吉 岡 正 典
議会事務局長	外 輪 勇 三	議会事務局次長	山 中 章
議会事務局総務係長	森 岡 雅 昭		
企画振興部長	竹 本 峰 昭	会計管理者(兼)会計課長	森 川 薫
行政経営課長	西 岡 保 典	行政経営課主幹	近 藤 活 弘
行政経営課財政係長	高 下 正 晴	八千代支所長	叶 丸 一 雅
美土里支所長	高 本 修	高宮支所長	藤 井 静 雄
甲田支所長	益 田 茂 樹	向原支所長	岡 崎 賢 志

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	外 輪 勇 三	事 務 局 次 長	山 中 章
係 長	森 岡 雅 昭	主 任	有 岡 聖 子



午前10時00分 開会

○亀岡委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は、18名でございます。

定足数に達しておりますので、これより「決算常任委員会」を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。

直ちに本日の審査に入ります。

認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題といたします。

はじめに、市民部の審査を行います。

概要説明を求めます。

新川市民部長。

○新川市民部長

それでは市民部におきます、平成23年度会計決算の概要につきまして、私のほうから御説明をいたします。

平成23年度におきましては、市民部におきまして市民の皆さんの直接の窓口業務を担うことといたしまして、それぞれの業務の施策をもちまして住民サービスの向上に努めてまいりました。

まず、総合窓口業務におきましては、ワンストップ総合窓口業務の開始、またフロアマネジャーの配置をいたし、窓口業務の民営化を進めました。そういう中での窓口の効率化と拡充を図ってまいりました。

同じく支所におきましては、業務の効率化も進め本庁との連携強化を図りました。

税務関係におきましては、特に固定資産税の見直しを今年度、24年に控えまして、その準備をしてまいりました。この間、土地の取り扱い要綱での運用の内容を適用しながら、全市におきます宅地、雑種地の見直しと雑種地の補正数値の検討を行ってまいりました。

税の徴収事務につきましては、適正な課税事務を進めながら、一方におきまして、滞納等での徴収につきましては引き続き厳しい姿勢で臨んでまいりました。特に、滞納処分におきます法的措置の差し押さえ件数につきましては、前年の2倍以上の数値となっております。

それから、環境面では引き続き太陽光発電システムの補助事業の継続を実施し、省エネへの推進を図ってまいったところでございます。

また、じんかい処理費用の削減へ向けましては、ごみの資源化を実施をされます回収団体の補助を継続しながら、市内全域への拡大、啓発も継続してまいったところでございます。

新たな取り組みといたしましては、廃食油の回収を通しましてBDF、バイオディーゼルエネルギーへの再利用の道筋を確保し、実行できる見通しを立てたところでございます。

小さな取り組みでございますが、庁舎内の資源ごみでございます古紙の再利用でトイレトペーパーへの製品化へ取り組みまして、エコでの

「見える化」の実施を目指しました。

それから、人権啓発、多文化共生の展開につきましては、これまで啓発事業を継続して進めてまいったところでございますが、より人権会館との連携を深めながら各団体の御協力を得まして、行政職員をはじめとした市民の方、また企業も含めました、あらゆる階層への呼びかけの研修などを継続してまいったところです。特に、多文化共生推進につきましては、年度中途でございましたけれども、推進員また翻訳、通訳員を確保しながら外国籍の方への行政サービスへ体制を整えたところでございます。

また、多文化共生へ向けまして多文化共生プランの策定を目指しました推進会議のメンバーを決定をし、今年度は既に3つの分科会によりまず検討を実施しているところでございます。

また、青少年育成、男女共同参画に向けた取り組みにつきましても啓発推進を図り、若者定住の施策といたしましては、結婚サポート事業も着実に成果を見ることができました。

以下、それぞれ課の決算につきましては、主要施策の成果に関する説明書によりまして、課長のほうから説明をいたします。以上です。

○亀岡委員長 続いて、総合窓口課の決算について説明を求めます。

佐々木総合窓口課長。

○佐々木総合窓口課長 それでは、総合窓口課について主要施策の成果に関する説明書により説明をします。

60ページをごらんください。

戸籍住民基本台帳事務でございます。本庁窓口において、平成23年度よりワンストップ窓口サービスを開始し、市民の皆様にご快適に御利用いただけるようにいたしました。これまで市民の皆様が幾つもの窓口を移動して行っていた届け出や申請といった手続が専用のカウンターで行える環境を設置したものです。これにより、各種手続の迅速化と利便性向上を図り、市民の立場に立った、よりきめ細やかで質の高い窓口サービスを提供することに努めてきました。

また、本庁窓口の民間委託を開始し、住民票、印鑑証明書、戸籍謄本等の申請、受け付け、引き渡し事務、自動車臨番運行許可の申請引き渡し事務、手数料の収納を業務委託いたしました。

新たな業務として、フロアマネジャーを設置し、本庁に来られた方の総合案内を開始いたしました。窓口意識調査においても高い評価を得ています。

また、合併から使用していた端末機が23年度に更新したことに伴い、各支所との連携を密にし、事務処理がスムーズに行えるように端末の操作指導等を行い、事務に支障を来さないよう配慮いたしました。

続きまして、62ページをごらんください。

国民年金事務でございます。国民年金は、法定受託事務でございます。日本年金機構、三次年金事務所と市が提携して、市民一人一人の年金相

談を行っております。

国民年金被保険者の状況ですが、中段の一覧表をごらんください。被保険者数が年々減少しています。高齢化などによる年齢構成によるものが主な原因と思われます。年金制度につきましては、安芸高田市の広報等で周知を図るとともに、窓口において相談を行っています。今後とも市と年金事務所と緊密な連携をとりながら事務を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○亀岡委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって総合窓口課に係る質疑を終了いたします。

次に、税務課の決算について説明を求めます。

中山税務課長。

○中山税務課長 それでは、税務課におきます平成23年度一般会計決算について御説明をいたします。主要施策の成果に関する説明書の60ページをお開きください。

中段にあります賦課徴収事業であります。

税務課は滞納整理本部の事務局をしておりますので、滞納整理本部の関係とあわせて説明をいたします。

滞納整理本部といたしましては、市民の負担の公平、自主財源の確保のため関係各課と連携をし、自主納付の動機づけ、法的措置の強化等を基本として滞納者を実態に即した滞納整理業務を行いました。その内容といたしましては、滞納者情報の共有化、納税交渉の指導や重複滞納者の納付交渉を行いました。また、集中徴収強化月間として年4回、またこの強化月間とあわせて夜間・休日の相談日を年に2回実施し、滞納者との納税交渉等を行ってきました。

成果といたしましては、滞納整理本部で管理している債権においては、下行に掲載してありますように、現年度分、収納率は前年と同じでありましたけれども、税以外の債権の収納率につきましては0.3%の増ということになります。

税におきましては、現年度収納率が0.2ポイント減、過年度収納率が0.7ポイント減となりましたけれども、市民税、国民健康保険税につきましては現年度収納率は県内の14市の中でトップクラスということになります。

課題につきましては、職員の徴収技術の向上と徴収体制の確立というところですが、またそれと、今ある技術の継続ということですが、特に悪質な滞納者については法的措置等による厳正な対応、あわせて市の補助金や貸付金について市税等の完納を条件とする行政サービスの制限の拡充を図る等、全町一体となって収納率の向上に努めてきております。また

今後もそうする必要があると考えております。

続きまして、61ページの下段をごらんください。

固定資産税適正化事業費です。

平成17年度から実施した現地調査の成果をもとに、平成24年度固定資産税に反映するため、調査に基づいた土地評価計算等の課税事務を行い、この固定資産税適正化事業が平成23年度で終了いたしました。以上で終わります。

○亀岡委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって税務課にかかわる質疑を終了いたします。

次に、市民生活課並びに人権多文化共生推進室の決算について、説明を求めます。

中村市民生活課長兼人権多文化共生推進室長。

○中村市民生活課長兼人権多文化共生推進室長 平成23年度一般会計決算につきまして、最初に市民生活課が所掌いたしました事業、次に人権多文化共生推進室で所掌いたしました事業について説明をいたします。

62ページ下のほうをごらんください。

消費者行政推進事業費から説明いたします。非常勤特別職の消費生活相談員を1名配置いたしまして週2回、水曜日と金曜日に相談窓口を開設いたしました。64件の相談を受け、その解決に導いております。

平成23年度から全国消費者ネットワークシステムというものが導入されまして、全国の相談処理情報を参考にすることができるようになりました。このことによりスムーズなトラブル解決ができるようになったというふうに考えております。また、高齢者からの相談というものが39%あり、高齢者への被害防止・啓発をさらに進めていくところがポイントではないかというふうに感じています。

次に、結婚相談事業費について説明いたします。

平成21年度から結婚相談員を1名、21年7月より週2回、火曜日と金曜日に相談窓口を開設しております。平成23年度は24名の結婚コーディネーターを認定し、カップリングイベントや婚活セミナー、月1回のコーディネーター連絡会議を通じまして結婚相談と紹介活動を行いました。その結果、4組が御成婚されております。

続きまして86ページをごらんください。

環境衛生総務管理費について御説明いたします。

環境保全対策事業は、1として平成22年度に策定いたしました環境基本計画の具現化に向けまして市民組織の立ち上がりのための取り組みを重点的に行いました。

2として、87ページに記載しております市内の河川などの水質検査を

行いました。いずれも環境基準には適合しておりますが、引き続き水質検査により水環境の保全・美化に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして88ページをごらんください。

3として、公害苦情処理件数でございますが、表のとおりでございます。

4の臭気測定委託業務は、調査対象になる事案にいたらなかったため実施しておりません。

循環型社会の形成事業は、1として生ごみ減量化対策として生ごみ処理機の購入に対する助成金事業を行い、生ごみの減量化を推進しました。また、ごみの減量化・資源化対策として、地域の資源回収団体などが古紙、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルの回収にさせていただくことに対しまして1キロあたり10円の助成によりまして実質的なごみの減量化・資源化を推進してきました。

2といたしまして、ごみステーションの設置・推進につきましてはステーションを新規、増設、修理する方に対して補助金の交付を行いました。それぞれ表のとおりでございます。資源回収団体数、あるいは回収量とも年々増加しておりまして、市民、事業者とともにごみの減量化、リサイクル、資源化に取り組んでまいります。

3として、地球温暖化対策の一環といたしまして、太陽光発電システム、または太陽光発電システムと省エネルギー設備の両方を設置する家庭に対しまして補助金を交付し普及促進に努めました。

次に、不法投棄防止と環境美化の推進につきましては、市民、地域や公衆衛生推進協議会などの市民団体、事業者の協力を得まして清掃美化活動や不法投棄防止パトロール、不法投棄ごみの回収を行っております。

次に、狂犬病対策事業でございます。

狂犬病予防法に基づいて、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施を行いました。また、飼い犬、野良犬、猫に関する苦情処理、あるいは保護をしております。飼い主手順あるいはマナー向上に向けた広報活動等、指導を継続して行ってまいります。

続きまして、92ページ下のほうをごらんください。

火葬場の管理運営費について説明をいたします。

市内4カ所の火葬場は老朽化している施設もあり、火葬炉などを中心に定期的な点検を行いながら火葬場管理業務、霊柩車運行業務を委託して行いました。新しい葬斎場が供用開始予定の平成25年4月まではこういった修繕を繰り返しながらでも維持管理を行ってまいります。

続きまして93ページ中段をごらんください。

じんかい処理事業は、芸北環境施設組合と連携・協力し、分別収集の徹底、ごみの減量化やリサイクルの推進により廃棄物の排出抑制とごみの適正処理を行ってまいりました。分別方法の徹底など引き続きチラシ、広報、周知徹底を行ってまいりたいと考えております。市民生活課につ

きましては以上でございます。

続きまして、人権多文化共生推進室が所掌した事業について説明をいたします。

64ページにお戻りください。

人権推進事業費につきましては、人権啓発、男女共同参画、青少年育成、多文化共生に係る事業が主なものでございます。

人権啓発推進事業は、平成18年に制定されました人権尊重のまちづくり条例に基づきまして、人権尊重の社会的な環境づくりと人権意識の醸成、高揚のために人権フェスティバル、人権啓発連続講座などイベント、講演会を開催しまして広報により啓発に取り組んでまいりました。今後とも人権会館や法務局などの関係機関、関係団体との連携により一層の啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

男女共同参画事業は、男女が平等に参画できる環境づくりのために男女共同参画講演会、リレー講座、事業所アンケートを実施いたしました。事業所アンケートは女性の管理職が11.1%と低い現状が浮き彫りになりました。人口減少、過疎化の進行する安芸高田市におきまして女性のさらなる社会、経済進出によります地域活性化が必要と考えておりまして、男女が互いに共同できる環境づくりのための啓発を推進してまいりたいと考えております。

青少年育成事業は、子どもと若者の健やかな育成のために青少年育成市民会議、子ども会、教育委員会と連携し子ども・若者フォーラム2011を開催しましたところ、多くの方の参加を得ることができました。今後とも継続して実施してまいりたいと考えております。

多文化共生推進事業は9月からポルトガル語の翻訳・通訳員を週1回、水曜日、10月から英語の推進員を月曜日から金曜日の週29時間、12月からは中国語の翻訳・通訳員を週1回、水曜日に配置し、行政情報の多言語化、相談体制の整備を行ってまいりました。また、啓発活動として多文化共生のリレー講座の開催や広報誌での啓発に努めましたし、外国籍市民と交流するためのイベントとしてポットラックパーティーを6回実施し、地域行事などで外国籍市民と交流する場合の補助事業を行い、9件交付いたしております。今後とも一層の交流活動と啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

最後に、人権会館管理運営費につきまして説明をいたします。

これは、市内4カ所の人権会館の行う事業に係るものでございます。主には、生活上の各種生活相談業務、それと教養・文化・福祉活動の支援を地域のボランティアとつながりを持っていただきまして総合的に行っております。今後はこの市内4会館との連携を一層密にして、効果的な人権啓発事業を図ってまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員　　まず、市民生活課のほうに、93ページのじんかい処理事業費についてお尋ねいたします。

ここで経年度ごとの負担金が出ております。21年度と22年度で約2,800万円ですね。22、23年度で7,000万円が負担減ということになっておりますが、この要因としてはどういうものが考えられると。お願いします。

○亀岡委員長　　中村課長。

○中村市民生活課長兼環境文化市民推進課長　平成22年度で、環境施設組合が行っております起債の償還が終了したため、平成23年度はその部分の負担額が減少したものでございます。

○亀岡委員長　　山根委員。

○山根委員　　それはどれぐらいになるのでしょうか。

○亀岡委員長　　暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時25分 休憩

午前 9時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長　　再開いたします。

新川市民部長。

○新川市民部長　　ちょっと今資料を持ち合わせの中での説明になると思いますが、平成22年度までの公債費償還額は安芸高田市分で2,700万円ぐらいでございます。それが23年度におきましては50万3,000円ということでその部分は減っております。ほかに要因といたしましては、交付税措置がこれまでについておったんですが、それが継続をした形の中で交付税が平成29年度まで措置をされるということで、その交付税分を各2町に振り分けまして、その関係では約900万円程度の負担が、助かったというような形でございます。ただ、全体では7,000万円の他の中身というのは今ちょっと資料のほうがございますので。

○亀岡委員長　　山根委員。

○山根委員　　もうちょっとはっきりした御説明をいただきたかったですけれども、起債償還終了というのがお答えいただいた中で、今回のこの説明書を見せていただいて、89ページのごみの減量化・資源化の推進とどのような関連があるのかなど。どういうふうにこの市民の皆さんがリサイクルに向けて動かれてるのが影響してくるのかなというところでもっとお聞きしたいんですけれども。

では、89ページでリサイクルを平成20年度から言いますとほんとにふえてきてますよね。今補助金額としては250万円だったのが今は800万円ぐらいの補助をされて。この効果としてはどれぐらい出ていると担当課としては受けとめられているのでしょうか。

○亀岡委員長　　中村課長。

○中村市民生活課長兼文化共生推進室長

平成20年度からいいますと、3倍強の回収量となっております。1キロあたり10円の助成を出ささせていただきまして、その地域で資源回収団体として登録申請いただきまして、だんだんとごみを資源化するということで御協力をいただきながら、回収量、リサイクルの量がふえておるところでございます。しかしながら、それが即、芸北きれいセンターでの焼却の減少ということにはつながっていないのが現状でございます。どうしてもこういったものにつきましては、きれいセンターで従前回収しておりましたものにつきましても、やはり、分別あるいは収集して焼却処分というところまではいってなかったものが大多数でございますし、とは申しましても、これだけのものを運搬する、収集運搬する手間というものも随分省けておるものというふうに感じております。

また、この1キロ当たり10円の助成金、さまざまな回収団体がございますが、中でも地域での回収をしていただきながら、地域振興活動の財源にあてていただいておりますということも随分と伺っております。そういった部分で、いわゆるリサイクル、プラス、地域振興の一助にもさせていただいているのではないかなと、いうふうに考えているところであります。

○亀岡委員長

山根委員。

○山根委員

このリサイクルにかかわってらっしゃる行政区とか団体からは、本当に助かる、というか、リサイクルに向けて地域住民の協力もだんだんとふえてきたし、まあ行政区としていろいろ寄附とかそういうものも、電気代とか、払うものもあるので、そういうものにあてられて助かるという声はあるんですけども、もう少し、キロ10円で800万円近くの助成をされるのであれば、その効果がですね、私もちょっと組合負担金のほうに、わかるような形で出していただけたらと思います。

それから、これについての行政評価シート、施策評価シートを見せていただくと、22年度の一人当たりのごみ排出量が598グラムだったのが、23年度は626、24年度は645と上がってきているんですね。26年度の目標値は570とちょっと下がるんですけども、資源化が進めば一人当たりのごみ排出量も減るはずなのに、この毎年ローリングされるという施策評価シートでなぜ上がるのか。

それから、施設の組合負担金についても24年度は2億5,124万4,000円、上がってますよね。そういうところがちょっと理解に苦しむところがあるんですけども、ここについての御説明をお願いします。

○亀岡委員長

中村課長。

○中村市民生活課長兼文化共生推進室長

ただいま御指摘いただいた部分、いわゆるリサイクルに回せばごみ処理にかかる費用も当然減少するというふうに私どもも考えております。

ただ、1点実態といたしまして、芸北きれいセンターと私どもも、ただいまおっしゃっていただきました視点を持ってお話を、協議をさせていただきましたところ、市の、いわゆる北部、美土里高宮周辺におきまして、以前ごみの野焼きをされておられた部分のごみが、ごみの回収の

ほうへ随分と回っておられるという現状、実態がございます。いわゆるごみの野焼きは禁止でございますので、野焼きをせずにごみの回収のほうにというところにも力点をもって広報、啓発もしてまいりました。その結果として、いわゆる従前は野焼きとして自家処分されておられた部分が、きれいセンターのほうにだんだんと、年々増加しておるというお話を伺っております。これは、きれいセンターで収集をしておられるスタッフの方の実感として、じゃあどれくらいふえたのかといった数字につきましては不明でございますけども、実感としてそういう話を伺っております。以上でございます。

○亀岡委員長 山根委員。

○山根委員 ということは、リサイクルに回せるものは減っているけれども、生ごみとか、以前は各家で処理されていたものが、ごみとして市の焼却場、処理場に出だしたからふえたというふうに受けとめてよろしいですね。

それでですね、先程もリサイクルしたものが、この庁舎でもトイレトペーパーとして使われてますけれども、先日、常任委員会で上勝町に視察に行かせていただいた時に、リサイクルされたものがどこの、トレイなんかだったら割と、ここで個別の名前をあげますけど福山市のエフピコとか、ああいうところに行く。事業所の名前まで出してそこからこうなるんですよというはっきりとした受け入れ先、そして加工場の名前とか、そういうものをもっと、うちみたいにこうまわって、サイクルは書いてありますけれども、どこに行ってもこうなってるんだよ、という説明書きまではっきりと書いているところを見せていただきました。そうすることによってもっと、それぞれの市民の方の自覚も生まれるのではないかと思いますし、またそれを自分のお家で使おうという意識も生まれるのではないかと思いますから、これは意見として聞いていただきます。

次に、エネルギーのほうなんですけれども、91ページ、太陽光発電システム等、普及・促進されてますけれども、毎年50件、50件、100件程度の補助をされてます。こういう形で市としてはどれぐらいを目標値にすえて考えられているのか、そういうものがそろそろ出てきてもいいのではないかなと考えたりするんですけど、主要国の一人あたりの電力消費量では日本はカナダ、アメリカ、韓国に次いで4番目で1年間に1人7,833キロワットの消費をするということですから、安芸高田市として人口割で1人どれぐらいの、今の時点では早いかもしれませんが、そういうものを持って進めていくこともこれから大きなメガソーラーとかバイオマス等のことも考えに入れるのであれば必要ではないかと思っておりますけど、そこについてのお考えをお聞かせください。

○亀岡委員長 新川部長。

○新川市民部長 省エネに対しますいろいろな意識の向上といえますか、取り組みでございますが、現在国においても今の原発の是非によっていろんな世界にアピールしていた二酸化炭素の削減目標も大きく後退をするような状況

が見えております。そういう中で我が市としての個別の取り組みと申しますか、そういった今言われましたような目標というのは、確かに必要でございますし、それぞれ市民の方に対しますこういった補助を通しての意識づけと申しますか、そういうものも大事だろうと思っております。

また、手法によってすぐに数値が我々全体にどう響くかというのがなかなか見えにくい中で、こうした目に見える数値が太陽光等も含めてこれからどんどん出てきます。そういう中で今回他の再生可能エネルギーの調査もございしますが、こういったところと兼ね合わせた形の中で市民全体での取り組みの目標というのがそれぞれ目に見えるような形で進むように今後考えていきたいと考えています。

○亀岡委員長 山根委員。

○山根委員 各戸につける太陽光発電システムの整備目標とか、そういう形で小さいところからでしたら、それぞれの事業で目標率をあげられておるのでしょうか。

○亀岡委員長 新川部長。

○新川市民部長 この取り組み当初は、国をあげての、また県も含めてそういった補助事業を通して電気使用量等の関心を高めながら、排出量を、これは電気を二酸化炭素の量として計算した中での削減をずっと唱えてきたわけでございますが、今の全体の形の中で、例えば電気でありますと、産業的にはそういった売電価格をもって事業を起す中でいろんな産業の高揚を図っていくというのが国の、そういうところを含めて今の自然環境への負荷の対応という考え方なんです、全てそういったエネルギーの取り組みをする中でやはり自己の負担、建設費がかなりかかってまいります。そういう中で10年、15年のスパンの中で市民の方には負担額がゼロになって今度プラスに転じるという形の中で、なかなかプラマイだけの考え方ではなしにやはり環境への負荷の取り組みという意識づけですね。そっちのほうは今の太陽光についての補助の趣旨でございますので、そこらが県におきましては、資産がある方はそういう取り組みができますが、そういう資産がない方については不公平じゃないかということで、それを全てその仕組みを進めるといのはなかなか行政だけの話ではないということの中でいろんなこの県のほうも喫緊の中での取り組みを考えておられましたけども、これも昨年中止という中で太陽光についての今取り組みはないわけでございますが、それぞれ個別の取り組みの中での補助事業というのはそうは言いますが、やられる方に対しては大きな効果があると思っておりますので、これからの動向を見ながら取り組んでいきたいというような状況でございます。

○亀岡委員長 山根委員。

○山根委員 明確な回答をいただけてないという思いがあるんですけども、私が聞きましたのは、ほんと近年、屋根の上に太陽光発電システムがふえてきました。そんな中で市としては助成をするに当たり目標値というものの設定もどれぐらいの約1万2,000世帯の中でどこら辺までの整備を目標

とされてるのかということがお聞きしたかったんですけども、それについては改めて、また出していただけたらと。市長、お答えいただけるのであればお願いします。

○亀岡委員長

浜田市長。

○浜田市長

実を言うと目標値というのを定めておらんわけです。ただ今補助金があるからやるというような今までの行政でやってるんであって、そういう行政じゃ困るんですけど、私の今考えていることは、国のエネルギー政策が今度変わってくると思うんですよ。まだ原子力をどうするかもわからん。定まったうえでやっぱりそれに対応していきたいと思ってます。気持ち的には不用農地とか、いわゆる今使っていないところについては全部やっていきたいと思います。いま幸い、うちにはどういうエネルギーの可能値があるかということも調べてますけど、太陽光にしても、例えば市民の屋根の上には全部有効活用したいというのが気持ちでございますので、そういう目標になるようにやっていきたいと。そのためにはいろんな議論とかお金の面もありますから、そういうことをしっかりしていきたいと。またそのためには国の支援というので、電力何ぼで買ってもらえるのかとか、今の方式でいくと余った電気については高い金で買うけど使う分についてはノーマルよとか、これじゃ少ないんですけど、今市の情報ではそういうのもちょっとこう変わってくるんじゃないかということがございますので、こういう大きな変わり目にまた考えていきたいと。気持ち的には全部、安芸高田市の可能なエネルギーは全部開発していくというような意気込みで行政のほうはやっていきたいと思っています。山の上にとやるとか何とか言ってもそこも不用農地とか、水くみをやったら今度は生態が崩れるとかいろいろありますので、検討の課題はすごく多いと思いますけど、気持ちとすれば職員一丸となることができるのはやっていこうということでございますので、よろしくお願いします。正直まだ決めていませんけど。エネルギー政策は国がしっかりしましたら、うちもある程度の方向づけは出していきたいとかように思います。これも新しい制度がまた決まって追いついたらそういう問題が大きな課題になると思います。

それと継ぎ足しで申しわけない、さっきの環境行政なんですけど、今まで安芸高田市のごみの政策につきましては、私が市政を受け継いだときにはごみはふえる状況になったんです、全体的に。ふえる状況になってるから今のごみの施設を拡大しましょうという管理者である、今の北広島的首長さんが言われてたんですけど、うちらも今の資源ごみを回収する中で減でする方向になっていません。ごみがこうふえる状況の中が今横ばいになってるということですね。我々が現場でやってきたことはつまみ食いという、こういう表現はおかしいかもわかりませんが、資源になるものだけ取ってきたということです。だから横ばいになったっていつでも本来ほっといたらふえてるはずですよ。絶対、そういう傾向ですから。だけどそこまで努力したんですけど、今後はごみの減量化へ向け

て今度は頑張っていけないけんと思ってます。そのためには我々行政みずからも大事ですけど、市民の方々の分別の協力とかゼロ・ミッションを目標にした施策は大事だと思ってます。我々も先進地のほうを視察をしますけど、全部そういうものが進んでます。ひどいところはごみは分別も20種類とか25種類とか平気でやってるところもございませう。こういうように社会啓発ができるように、我々もみずからの啓発を踏まえながら頑張っていけないけんという大きな課題がございませう。我々そういうところの行政の方向を示していきたい。ごみをゼロにするんだということですね。ならんかもわからんけど。そこの目的はすごい難しい、市民の啓発をかけながらと。そうしてくるとかなり経済的にも楽になってくると思ひます。ごみは資源だということでもっともっと、例えば、紙おむつにしてもこれら全部こういうのを燃やしてるわけです。だから今は何ぼごみ政策をやったりしましてもお金になるだけを取っているためにやっているわけです。今度は生ごみが減るといふ施策の展開がこれから大事だと思ひますので、広島県に先駆けて我がまちは生ごみを減らしていくという目標を持っていきたいと思ひますので、御理解をしてもらいたいと思ひます。

○亀岡委員長 新川部長。

○新川市民部長 先ほどのじんかい処理費の減った要因の中で、ちょっと今市長さんに言われたんで思い出したんですが、毎年きれいセンターのほうの施設の改善といひますか、修理費がかなり多額な金額が出されておひます。そういう中で市長さんなどの意見から事務局のほうにしっかりとした計画を持ってもう少ししっかり抑制をした形の中で予算をひなさいといふようなことがございまして、23年度におきましてははかなり抑えた形の中で修繕費等が予算計上されておひましたので、これらの要因もあつたと思ひておひます。以上です。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 86ページの環境保全対策事業についてお伺ひしたいと思ひます。

ここで1番目として、環境基本計画の具現化といふことの中で、具現化に向けて市民組織立ち上げのための人材の掘り起こしを目的としたワークショップなどを開催したといふふうにございませう。それで、環境基本計画の中で重点的な取り組み、環境もやい安芸高田市立ち上げプロジェクトでは取り組みと今後のスケジュールの中では、平成23年度地区別ワークショップの開催、あるいは環境づくりリーダー養成講座の開催等が掲げられているんですが、ここの中で指標としてワークショップ実施地区等6町で16地区以上等、掲載されているんですが、この部分のとおり23年度はこのワークショップは実施をされたんでしうか。

○亀岡委員長 答弁を求めませう。

中村課長。

○中村市民生活課長兼文化共生推進課長 基本計画に掲げておひますとおりのスケジュールでは、23年度、実施

できておりません。本来ですと23年度で環境もやいが立ち上げられる、その前段として今おっしゃっていただきましたようなワークショップであるとかの回数の実施いたしながらということでございますけれども、何件かは実施いたしまして、また先進地であります世羅町のほうにも視察に行ったり講演会ということも実施いたしましたけれども、23年度では立ち上げができませんでした。現在24年度、今年度の6月によりやく立ち上げをみまして、現在、10月28日に開催を予定しておりますエコフェア環境祭りのほうへの出展でありますとか、今、二月に一回の学習会を兼ねた勉強会、それと水辺学習といたしまして向原町での水辺学習会ワークショップを1回実施したところでございます。また、次の学習会といたしましては、10月に入って早々に下水処理場のほう、水の行方について調べてみようということで、吉田の下水処理場のほうへ会員で見学・視察・学習を深めようと考えております。現在のところ、各町ごとの、いわゆるワークショップを開催しようということも計画の中にはございますが、具現化しましたのは今のところ、向原で行いました水辺学習会が1件でございます。ただ、各町の環境もやいに参加されております会員の方もそれぞれの町でワークショップを開催したいということで、その前の勉強会のほうを学習会として頑張っておるところでございます。以上です。

○亀岡委員長 秋田委員。

○秋田委員 開催は計画通りいってないということは伺ったんですが、これに対して、きょう決算なので、恐らく予算額が何ぼかあって決算額が出てくるんだと思うんですけど、そういうところはちょっと私も詳しいところがわからないんですが、だからその部分では少し不用額というか、そういったあたりのことが起きたということで理解していいんでしょうか。

○亀岡委員長 新川部長。

○新川市民部長 環境基本計画の中で具体的な行動予定とか、今のようなどうあるべきかというのほうのうちで、確かに年度の計画もされました。ただ、それぞれすぐ予算化をしてそれを実施するというような形の中で一昨年はできなかったということです。今年度も随時そういった活動をしてますが、例えば環境祭りとかそういった大きなイベントについては予算をさせていただくんですが、この具体的な計画の中でそれに見合った予算というのは今この時点ではしていなかったということで、特に余らせたというような状況ではございません。

○亀岡委員長 秋田委員。

○秋田委員 わかりました。

それではもう1点ほど、次の88ページの公害苦情処理件数ということでここに数値があがってるんですが、これはちょっと教えていただきたいんですが、水質のほうで1件個人というのがあがっておりますけれども、このことと事業所の悪臭というのが2件あがったと思うんですが、そこらあたり説明がいただければちょっとお願いしたいと思います。

○亀岡委員長 中村課長。

○中村市民生涯課長兼人権文化共生推進室長 まず、公害苦情の処理の中の悪臭のほうからでございます。これは市内の、いわゆる事業所さんのほうで夜間のちょっとにおいがきつというところが1件。もう1つは、シンナーのようなにおいがするよということが1件ございまして、それぞれ現場のほうで指導をさせていただく中で改善をしていただいたところでもあります。

水質の個人の件でございますが、いわゆるアオミドロが大量に発生したということでの通報をいただいております。その1件でございます。

○亀岡委員長 秋田委員。

○秋田委員 内容的に詳しくそれを聞こうというよりも、私が思うのに、こういう苦情が来る時に当然行政としてその処理・対応をなさるんですが、そこらあたりでここへ出てる件数は少ないんですが、全部が来た苦情を全部対応されるということになると大変な、そんなに出てないんでしょうけども、大変な部分だと思うんです。そこらの処理するこの基準というか、考え方は、これは出てきて必ず判断してこうしてあげないけんからやってるといのはわかるんですが、そこらあたりの判断基準的なものは行政のほうは何かもって対応されるんでしょうか。

○亀岡委員長 中村課長。

○中村市民生涯課長兼人権文化共生推進室長 そのいわゆる判断の基準でございますが、騒音でございましたらどうしても騒音規制法とか、悪臭、それぞれに規制する方法がございますので、そういった中での判断。また騒音でしたら騒音規制区域といった区域も指定されておりますので、そういったところでの判断。それからそういった区域以外でありまして余りにもということでございますが、やはり私どものほうが行って対応のほうをさせていただいておるのが現状でございます。確かにこの表の中に出てない苦情というのは日々ございますし、そういった中ではやはり野焼きに関する苦情というのは非常にたくさんございます。ただ、野焼きと申しましても農業などの事業活動に伴います野焼きも当然ございます。そういった場合には、やはりそういったことも御説明しながら納得いただく場合もございますし、それでもやはりあぜ草を焼けばにおいがする、洗濯ものにおいがつくということもございますので、そういった風向きとかも御留意くださいといった言葉も申し添えながらといったような件数は、いわゆる農業に伴う野焼きの時期には相当あるのが現状でございます。以上です。

○亀岡委員長 秋田委員。

○秋田委員 大体了解いたしました。一番私が聞きたかったのは野焼きなんですね。なんか人によっては草を束ねて焼くのはいけんけど、投げたままで焼いたらええんだとか、その基準的なことが市民の方も、今言うのはあぜ草とか、草ですね。そういった部分で行政としたら広報等でしっかり説明はされてるんですが、何か人と人との見方の中でそういった野焼きなんかも特にああ、焼きよってじゃ、とかいうのがあるんですが、そこらあたりがこれには出てこない数字だと思うんですけども、やっぱりき

ちんと判断基準があつてこうだというのがやっぱり市民に徹底されなきゃいけないという思いがありましたので、お伺いしました。以上です。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 人権多文化共生推進室のほうでお尋ねいたします。

64ページですね。

実施内容の中で特に気になるのが、男女共同参画講演会、昨日もありましたけれども、これが参加者約270名。その下にいきますと、安芸高田子ども・若者フォーラム、参加者約600名ということで、これ一般質問でも聞いておりますが、安芸高田市子ども・若者フォーラムについては人権多文化と生涯学習課が連携して共催事業をして参加者600名というところ。男女共同参画講演会、これ2月でしたけれども270名。アージュの大きいホールを使われておりますよね。昨日も男女共同参画講演会がございました。ざっと見ても200名来られてるかなという状況。シャトルバスも出されてますね。9月、本日はいろいろ他の行事が重なりましたと、一般質問でも私聞きましたよね。地域の行事、特に昨日は駅伝やら学校の運動会、体育祭、そういうものが重なってる。これは教育委員会を通せばわかることですよね。それでもここに持ってこられたという。9月は男女共同参画宣言都市をした月ですので、ここに持ってきたいという思いもわかるんですけれども、啓発という意味の目標は、皆さんに理解してもらおう。皆さんに理解していただくためには集まってもらわんとはいけん。集まってもらうためにシャトルバスまで出されてるんですけど、シャトルバスはほとんど空だったと思います。そういう状況の中で、昨年がこの状態でことしも同じようにされて参加者も少なかったという状況で、今後に向けてやはりこれは反映させなければいけないと思います。昨日は市長も本当に講師の方にきょうは少ないんだと言われたというのも講師の方がおっしゃられていました。内容を聞きますと、自殺予防ですね、どっちかという佐久間玲さんのお話は、ほんとうに対象としては健康フェスタとかませればすごいいいんじゃないかというような思いをして、もっと縦割りじゃなくて、内容によっては講師の講演内容によってはしっかりと協議をしていただいて、共催・連携をとっていただかないともったいない。本当に講師のお話はとってもよかったです。そういう意味については本当に惜しいなと思います。今自殺者は全国で3万人超えてますけれども、各階層で出てますね。若者は就業ができないという理由が多いですし、壮年者の方については倒産とかそういうので経済的な困難。高齢者の場合もまた、高齢化につれて高齢者の方の自殺も多いと。各段階での自殺者が多い中でそういうのも兼ね備えて、話がちょっと自殺のほうへいきましたけれども戻しますと、イベントの開催については、今後については今までの分析をちゃんとされてるのかどうか、生かされてこの月にやらなきゃいけないというかたい思いの中でされてるんじゃないかというような気がしますが、それについてお答

えいただきたいと思います。

○亀岡委員長 中村室長。

○中村市民生活課長兼人権多文化共生推進室長 昨日の男女共同参画講演会、非常に内容もよく大勢の方の参画を得て効果的な実施を、効果的などいいますか、思っておりましたがおっしゃるとおり200人を割り込む来場者しか集めることができませんでした。やはりこの日に固執したわけではございませんけれども、他のイベントも全市的なイベントといたしましては吉田高校の体育祭があったとか、ああいったところはございましたけれども、2つぐらいの保育所が運動会。小学校も1校が運動会ということで、どうしても全てがあいておる日というのはないんですが、そういった中でもこの日ならと思って選んで開催した結果が昨日のとおりでございましたので、非常に内容がよかったですだけに私どもも大きな反省点というふうに思っております。9月が宣言をした月ということはもちろん頭の中にあって9月がいいなというのはあるんですけども、議員御指摘のとおり柔軟にやはり皆さんの出やすい時期というのが当然あると思いますので、分析して反省して次回に必ず生かさせていただきたいと思います。

○亀岡委員長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって市民生活課並びに人権多文化共生推進室に係る質疑を終了いたします。ここで市民部全体に係る質疑を行います。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、市民部の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 休憩を閉じて再開いたします。

これより福祉保健部の審査を行います。

概要説明を求めます。

武岡福祉保健部長。

○武岡福祉保健部長 それでは、福祉保健部所管の平成23年度一般会計決算につきまして概要を申し上げ、要点につきましては、後ほど担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

まず福祉保健部の執行体制ですが、社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課及び保健医療課の4課8係におきまして業務を執行いたしております。

平成23年度の決算につきましては、3款民生費及び4款衛生費におきまして、総額60億3,957万7,728円の執行済額となりました。

とりわけ平成23年度におきましては、新規事業といたしましてお太助ワゴンの利用が困難な重度の障害者を対象としたお太助タクシーチケット交付事業、子育て支援対策といたしましては施設型の病後児預かり事業の開始、高齢者対策といたしましては甲田、向原地域の小規模多機能居宅介護事業所の新規開設に対する補助金交付事業、県立広島大学との地域連携費用として市民総ヘルパー構想の具現化事業等を実施をいたしましたところでございます。それぞれの要点につきましては、各課長のほうからそれぞれ御説明をさせていただきます。

○亀岡委員長 続いて、社会福祉課の決算について説明を求めます。

岡島社会福祉課長。

○岡島社会福祉課長 それでは、社会福祉課に关します歳出の概要について説明をさせていただきます。主要施策の成果に関する説明書66ページをお願いいたします。

社会福祉総務管理費、決算額8,478万7,373円のうち主な事業といたしましては、安芸高田市社会福祉協議会、安芸高田地区保護司会をはじめとする地域福祉の推進を図ることを目的といたします団体にそれぞれ補助金を交付しております。また、民生委員、児童委員124名の活動を支援するため、市の民生児童委員協議会に対しまして360万円の補助金を交付したものでございます。今後におきましても各団体との連携によりまして地域福祉の向上に努める所存でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

障害者自立支援訓練等給付事業でございますが、決算額7億5,234万8,358円のうち主なものは、障害者福祉施設を利用してのサービスに要する支援費でございます。障害のある方が就労訓練や日常生活訓練などの自立のための訓練を行うものでございます。平成22年度の決算額に対する比較は5.9%、4,160万2,142円の増でございます。

同じく67ページの障害者自立支援介護給付事業でございますが、決算額6,438万9,241円のうち主なものは、市内2つの事業所に委託をしております相談支援事業の委託料が2,165万6,000円。障害のある方が地域において自立した日常生活また社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供。及び社会との交流の促進を図る地域活動支援センター補助事業、こちらが1,160万9,000円などで、障害のある方が地域で生活するのを支援するものでございます。22年度の決算額に対して1.0%、66万3,685円の増でございます。

次に、68ページから69ページの障害者福祉事業でございます。

決算額2,622万3,017円のうち主なものは、平成23年度に事業開始をいたしました重度障害者外出支援サービス事業、タクシー利用助成事業に係ります委託料、こちらが769万6,000円。及び人工透析受療者等を対象とした障害者等通院費補助金支給事業に係る補助金551万3,840円でございます。なお、平成23年度から人工透析受療者の補助率を従来の3分の1から2分の1に変更しております。22年度の決算額に対する比較では

90.9%、1,248万4,217円の増でございます。

次に、69ページから70ページの特別障害者手当支給事業でございますが、決算額1,859万2,480円で障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の3つの手当の扶助費とそれに係ります事務経費でございます。22年度の決算額に対して2.4%、44万1,760円の増でございます。

続きまして、70ページの生活保護総務管理費でございます。

決算額370万1,485円のうち主なものは、保護世帯への医療扶助が適正に行われるよう、レセプト点検を実施したものでございます。22年度の決算額に対しては5.4%、18万9,797円の増でございます。

次に、71ページをお開きください。

生活保護扶助費でございますが、過去3年の状況を載せております。生活保護動向を見ていただければわかりますように、平成20年末からの経済不況の影響もございまして、平成23年度は保護世帯数につきましてはある程度減少しておりますが、保護人員、保護率につきましてはいずれもほぼ横ばいの状況で推移をしております。22年度の生活保護扶助費の決算額に対する比較では12.3%、4,988万2,790円の増となっております。以上で社会福祉課に關します歳出決算の概要説明を終わります。

○亀岡委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

山根委員。

○山根委員 69ページの障害者福祉事業のタクシーチケット交付事業についてお尋ねいたします。

今回、交付枚数に対して利用率が53%と余り伸びなかったということですが、ニーズ調査をされて事業として動き出していると思っておりますが、この要因分析は、利用啓発ができていなかっただけでしょうか。ほかにあれば、地域的な利用者の違いがあるのではないかと思いますけど、そういうところについてもお答えください。

○亀岡委員長 岡島社会福祉課長。

○岡島社会福祉課長 外出支援サービスについてでございます。

昨年度におきましては、おっしゃられましたように、目標に届いていない状況でございました。啓発につきましては年度末の段階で、各対象者の方に対しまして個人案内をさせていただきました。それと7月に市の広報によりまして広報をさせていただいております。伸びていない原因でございますが、こちらにつきましては、啓発につきまして今の二通りの方法をさせていただいたということだけでは啓発が足らなかったというところもございます。あとは対象者の方におきますそれぞれの事情で、家庭の中で援助してもらおうことができる世帯等につきましては利用されないということもあつたんだろうというふうに思います。

どちらにいたしてもこの事業につきまして、積極的に利用につつまし

ては促進をさせていただく必要がございますので、今、考えておりますのは年度末の段階で1回、個人案内をさせていただきましたが、また今後におきましても中途の段階におきましても、改めて個人案内のほうを丁寧な形で行わせていただくということによりまして、再度周知を徹底したいというふうに考えておるところでございます。

○亀岡委員長

毛利社会福祉課課長補佐。

○毛利社会福祉課課長補佐

先ほどの地域ごとの人数のお尋ねですけれども、大変申しわけございません。今、手元に地域ごとの人数は資料を持ち合わせておりません。しかし、利用の状況から言いますと、吉田町におきましては通院にタクシーチケットを利用される方がおよそ3割で、その他の7割は買い物、それから社会参加に利用されてます。残る5町につきましては、逆に通院が5割を超えております。4割強が買い物それから社会参加のほうに御利用いただいております。以上です。

○亀岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

生活保護扶助費についてお伺いいたします。

生活保護世帯は横ばいですが、指導援助をされる場合の調査の体制についてどのようになっているか伺いたいと思います。

○亀岡委員長

岡島社会福祉課長。

○岡島社会福祉課長

調査につきましては、ケースワーカーが係の中で5名おります。その5名のケースワーカーのほうで地区割りをさせていただきまして、担当の地区ごとに新規申請がございました場合は、出向きまして御本人、扶養義務者とか話を聞かせていただくという形をとっております。その上で最終的には遅くとも1カ月以内、14日から30日以内の間で保護の認定をするか、却下をするかという形の回答をとらせていただくということになっております。担当のケースワーカーのほうからあげてきたものを査察指導員、課長を経まして最終的に福祉事務所長の決済で決定するという運びでございます。以上でございます。

○亀岡委員長

山本委員。

○山本委員

決定した後の、ずっと保護を支給しながらの後の調査についてはどういいう体制になってるのでしょうか。

○亀岡委員長

岡島社会福祉課長。

○岡島社会福祉課長

その点につきましては、担当のケースワーカーのほうで、訪問頻度につきましては5ランクにわかれております。AランクからEランクという形でわかれております。Aランクがおよそ1カ月に1回、Bが2カ月に1回、Cランクが3カ月から4カ月に1回、Dランクが半年に1回、Eランクが1年ごとといった形でのランクづけになっております。Dランク・Eランクにつきましては施設入所でございますとか、長期入院をされておられる方のランクでございます。一般の方につきましては、ほとんどAランクからCランクでございますが、Cランクにつきましては高齢者世帯でございますとかあまり世帯内に問題を抱えておられない世帯がCラ

ランク。Aランク・Bランクにつきましては働く能力が、稼働能力がおありになる方で、就職のほうがいまだできておられないというような形で就労に結びつけていく必要がある世帯でありますとか、そういった課題を抱えておられる世帯につきましてはAランク・Bランクという形でランクづけをしております。ケースワーカーのほうで調査をいたすわけですが、査察指導員も同行しまして出向いて、また直接聞き取りをさせていただくといった場合もございます。以上でございます。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 69ページの実施内容の(2)社会参加促進事業の一番上にあります重度障害者移動支援事業ということで、それぞれ件数なり事業費が書いてありますが、件数と事業費の数字についてもう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○亀岡委員長 岡島社会福祉課長。

○岡島社会福祉課長 重度障害者移動支援事業(タクシーチケット交付事業)でございます。こちらにつきましては、対象者のうち交付させていただいた人数でございますが、こちらが398名ということでございます。平成24年3月末現在での対象者が793名ということでございます。そのうちの交付人数が398名。それから交付をしました枚数でございます。この枚数につきましては年度の当初で申請をされた方と年度途中で申請をされた方で交付枚数が違ってまいります。その交付枚数の合計が2万8,976枚ということでございます。使用枚数でございます。こちらにつきましては1枚が500円という金額での配布になっております。500円かける1万5,392枚ということでございまして、委託料としての総額が769万6,000円と言う金額になっておるものでございます。以上でございます。

○亀岡委員長 熊高委員。

○熊高委員 業務委託をこれはしとるんですね。どこにどういう形で業務委託をしておるのか、内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○亀岡委員長 岡島社会福祉課長。

○岡島社会福祉課長 委託につきましては、市内のタクシー事業を営んでおられます業者のほうから申請をしていただく形をとっております。ほぼ該当する事業の会社のほうからは申請をいただいております。一部、事情によりまして申請をあげていただけてない会社もございますが、今、全部で11社の事業者につきまして申請をいただきまして、それぞれ委託を行わせていただいております。以上です。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって社会福祉課にかかわる質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課の決算について説明を求めます。

可愛川子育て支援課長。

○可愛川子育て支援課

それでは、子育て支援課が所管する平成23年度一般会計決算につきまして要点の御説明を申し上げます。

主要施策の成果に関する説明書の72ページをお開きください。

1、児童福祉総務管理事業の決算額は117万1,634円でございます。児童遊園地等の運営管理を行い、子育て環境の充実に努めました。

次に、2、公立保育所運営事業の決算額は6億8,243万6,917円でございます。公立保育所10園の定員720名に対しまして平成24年3月末日現在の入所児童数は536名で、児童1人当たりの保育費は127万1,571円となっております。仕事を持つ保護者の割合は高く、少子化にありながらも保育を必要とするゼロ歳から3歳未満児のニーズが高まっており、中途入所を含め待機児童の解消に努めてまいりました。なお、きめ細かな交付金事業により、公立保育所の3歳以上児の全保育室にエアコンを整備いたしました。また、夏季の電力需給対策に伴う休日保育を土曜日の午後の保育も含めて平成23年7月から9月の3カ月間、吉田保育所と小原保育所で実施いたしました。利用者は9名でございました。

73ページをごらんください。

3、指定管理保育所運営事業の決算額は6,469万8,736円でございます。施設運営を社会福祉法人報正会に委託し、ゼロ歳から2歳児までの乳幼児に対するきめ細やかな保育所運営を図ってまいりました。みつや保育所の定員60名に対しまして、3月末日現在の入所児童数は47名で、児童1人当たりの保育費は137万6,596円となっております。ゼロ歳から2歳児までの乳幼児を対象に発達段階に応じた保育を実施し、また延長保育や2カ月からの乳児保育を実施し、保護者のニーズに応えてまいりました。

74ページをごらんください。

4、私立保育園運営事業の決算額は2億2,361万6,020円でございます。私立保育園4園の定員240名に対しまして、3月末日現在の入所児童数は275名で、児童1人当たりの保育費は81万3,149円となっております。私立保育園の安定した経営を支援し、延長保育や2カ月からの乳児保育などの実施により、保護者の就労支援を図ってまいりました。また、夏季の電力需給対策に伴う休日保育を平成23年7月から9月の3カ月間、可愛保育園で実施いたしました。利用者は4名でございました。

5、児童扶養手当給付事業の決算額は9,376万283円でございます。父母の離婚等によるひとり親、または父母以外の養育者の家庭で生活する状況にある18歳以下の児童に属する世帯を対象に、その世帯の自立を促進し児童の生活の安定と福祉の向上を図るために児童扶養手当を支給いたしました。平成24年3月末日現在の受給者世帯は255世帯でございます。

75ページをごらんください。

6、児童館施設運営事業の決算額は221万6,612円でございます。施設運営をNPO法人子育て応援隊かんがるーに委託し、健全な遊びレクリエーション等の行事を通じ、健康増進と情操教育等、事業の円滑な運営を図ってまいりました。平成23年4月1日現在の入館者数は3児童館で111

名でございます。なお、利用時間につきましては、平成22年度から朝・夕30分ずつの時間延長を実施し、平日は14時から18時30分まで、土曜日と長期休暇は8時から18時30分まででございます。

次に、放課後児童クラブ運営事業の決算額は6,468万458円でございます。施設運営をNPO法人子育て応援隊かんがるーに9クラブ、社会福祉法人報正会に1クラブを委託し、小学校1年から3年の児童で保護者が就労等により昼間家庭に誰もいない環境にある児童に対して、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え健全な育成を図ってまいりました。平成23年4月1日現在の入会者数は10クラブで332人でございます。なお、利用時間につきましては児童館と同様、平日は14時から18時30分まで、土曜日と長期休暇は8時から18時30分まででございます。

76ページをごらんください。

8、子育て支援センター運営事業の決算額は2,672万7,567円でございます。

24時間保育体制の確立の一環として、安芸高田市社会福祉協議会へ委託して実施していますファミリーサポートセンター事業の拡充をし、通常の日中の預かりと宿泊を伴う預かりに加えて、病後児の預かりを平成23年9月から開始いたしました。地域において児童の援助を受けたい人と援助を行いたい人がお互いに助け合う、会員組織による相互援助活動を実施しており、平成24年3月末現在の会員数は依頼会員81人、提供会員73人、合計154人でございます。

さらに、安芸高田市社会福祉協議会吉田支所を改修して、平成23年12月1日に施設型の一時預かり、病後児預かり事業をスタートいたしました。平成24年3月末現在の会員は、保護者で38人で児童は53人でございます。今後、ファミリーサポートセンター事業と補完・連携により子育て支援の効果的な運営を図ってまいります。

母子福祉事業として、母子生活支援施設入所委託を行い、母子家庭の母と児童をともに保護し、生活・住宅・教育及び就職等について援護を行いました。平成24年3月末現在の施設入所世帯数は3世帯で10人でございます。

児童に対する虐待事案の対応をはじめとする相談事案につきましては、必要に応じて学校、教育委員会、保育所、保健師、広島県西部子ども家庭センター、警察署など関連機関と連携したケース会議を開催し、情報の共有をしながら解決に向けた支援を行っております。

77ページをごらんください。

9、子ども手当給付事業の決算額は4億9,976万7,062円でございます。

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、子ども手当を支給して子育て家庭への経済的支援を行いました。中学校を卒業するまでの子どもを養育する人に、平成23年9月までは子ども1人につき月額1万3,000円の子ども手当を支給いたしました。10月からは3

歳未満の子どもと3歳以上小学校終了前の子どものうち、第3子移行の子ども1人につきまして月額1万5,000円の子ども手当を、中学生と3歳以上小学校終了前の子どものうち第1子と第2子の子どもにつきまして1人につき月額1万円の子どもの手当をそれぞれ支給いたしました。平成24年3月末現在の対象児童数は3,409人で、受給者数は1,929人でございます。以上で子育て支援課の説明を終了いたします。

○亀岡委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 72ページの、これ公立保育所と私立保育所を含めての形になるんですが、障害児保育ということで可能ですよということで現状ですね。これが今どういう状況か、園で何人ぐらいそうした方がおられるか。そういう状況がわかればちょっと教えていただければと思います。

○亀岡委員長 可愛川子育て支援課長。

○可愛川子育て支援課長 障害児保育につきましては、子育て支援課のほうで加配で支援が必要な子どもというものを認めまして、保育士のほうを加配で配置して保育を行っているところでありますが、議員さん御質問の人数であります。申しわけございません。手元に今持っておりませんが、どの保育所にもそういう子どもたちがおりますし、そういう加配の保育士は配置いたしております。

○亀岡委員長 前重委員。

○前重委員 後でよろしいので、資料がわかればちょっと提供いただければと思います。

どうしてかということ、ちょっと今のこれは療育手帳の関係も含めて障害児のデイサービス、その辺との絡みが今後どうなってくるか、その辺も含めて広域的な展開というものが以前の予算の審議会の中でもありましたので、そういう方向性も含めてそうした話がどう捉えていくか、その先を今の担当としてどう考えてるかということのをちょっとお聞きしようと思いましたので、それが1点でございます。それと、私立のほうもしわかればその辺で資料を提供いただければと思います。

それとあと、例の子育て支援センターのファミリーサポート事業、76ページ、この辺前年度もちょっと質問させてもらった中で、24時間関係のファミリーサポート、この辺の実態、これがどうなっているか。ちょっと教えていただければと思います。

○亀岡委員長 可愛川課長。

○可愛川子育て支援課長 子育てのセーフティーネットということで、24時間の保育をさせていただくということで制度をつくってきたわけでございますが、24時間、夜間ですね。昼間はもちろんございますが、夜間の預かりについては制度はもちろんもっておりますし、ファミサポの中で対応できる体制も持っておりますが、現在のところ利用の実績はいまだにございません。

- 亀岡委員長 前重委員。
- 前重委員 そうしたところも含めて、やはり周知徹底。そういったところもできてくると思いますが、そうした、なくせというわけじゃないんですが、そうしたところが必要な形が本当にあるのか、ニーズ度調査というのでも今後必要不可欠じゃないかと思しますので、そうした新しいものはどんどん、どんどんふえてくる中で、そういう以前の形も踏まえてそうしたせっかくそういう体制整備があるわけですから利用いただくのであれば、そうした方向へ持っていただければと思います。確かにこれはニーズが出てくるんじゃないかと思しますので、一つお願いをさせていただきまします。以上です。
- 亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 金行議員。
- 金行議員 1点お聞きします。
- 77ページぐらいと思うんですけども、支援センター一時預かり委託所を12月の後半にでき上がってやっとするんですけど、今53人ぐらいの登録だということですが、これはどういう傾向になるか、ふやして、この成果のところにも書いている、周知、多くの方に御利用と書いてある、傾向としてどういう方向になっているか。また、その分の親御さんの評判はどうなのか、その2点をお聞きします。
- 亀岡委員長 可愛川子育て支援課長。
- 可愛川子育て支援課長 議員さんの御質問であります。登録者の増減といいますが、傾向ですけれども、今年度私どもの事業目標にもしておるわけなんですけれども、周知徹底をしまさずは登録をしていただきたいということで、毎月進捗管理もいたしておりますが、徐々にふえて、毎月数名でありますけれども、登録会員はふえております。いろんな機会に、例えば、育児相談であるとかそういう機会に周知をするような草の根的な活動であります。そういう形で進めております。
- 亀岡委員長 ほかにありませんか。
- 可愛川課長。
- 可愛川子育て支援課長 済みません。評判につきましては、保護者様いろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、ちょっとした買い物であるとか冠婚葬祭であるとか、いざという時にすぐに受け入れますので、前日ぐらいに連絡をいただくこととなりますが、ファミリーサポートのように預かる人との調節が要りませんので、そういう意味ではスムーズなということで好評はいただいていると考えてます。
- 亀岡委員長 金行議員。
- 金行議員 そういいますが、私がちょっと市民の方から聞いたのは、やっぱりああいサービス、わからないところがありまして、今からそういうことをやっていくということでしたら広くやっていただきたいというのをお願いしておきます。
- 亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員　　まず1点、72ページの公立保育所運営事業の関係で、先般、教育委員会で給食センターが1年間運営をしたわけですが、保育所との関係、いろいろ自園で調理をされるようなところもありますし、小さい子に対して給食の、食べ物の大きさっていうんですか、そういったもののいろいろ保護者から意見が出ておるということを先般給食センターの方とお話をしたんですが、それについての保育所の運営の立場ではどのように受けとめておられますか。

○亀岡委員長　　武岡部長。

○武岡福祉保健部長　　昨日の委員会のほうで少しお話をさせていただいております。基本的に給食センターについては、議員在席のときにいろいろ議論をされてそういった統合ということできてます。

川根保育所につきましても、去年の3月末で16人ということでございますが、年長の6人が4月から学校にあがったということで現在9人というふうになっております。非常に少人数ということでそういった給食のことについても非常にロスもあるというようなことも伺っております。ただ、基本的にはこの間の経過の中で統合の給食センターへ移行してきたわけでございますので、今後、保育所規模適正化の中でそういったところも含めて総合的には対応をしていくべきだろうというふうに私は思っております。

○亀岡委員長　　熊高委員。

○熊高委員　　保護者からは1年間の経緯を見ていろいろアンケートもされておるようですけれども、現場の話としては今申し上げたように効率化の問題とか、子どもたちの食べるものの大きさの問題とかそういったものも課題が出ておるようですから、規模適正化に向けてということでは少し先の話になろうと思っておりますので、できるだけ保護者の意向を聞きながら効率化、そして保護者、子どもたちの納得できるような方向というのを早く出すべきじゃないかなということをお願いをこれはしておきます。

もう1点、75ページの7番の放課後児童クラブ運営事業ということで、9クラブがかんがる一、そして1クラブは報正会となっておりますが、この1クラブという経緯というのを私ちょっと認識がないものですから、1クラブが報正会に出てるという形をどのような取り組みの中でそういう形になったのかお伺いしたいと思います。

○亀岡委員長　　答弁を求めます。

武岡部長。

○武岡福祉保健部長　　1クラブにつきましては私立の保育園なんですね。従前からそういった取り組みをずっとしておりますので、1クラブについては社会福祉法人のほうで私立の保育園でございますが、こちらのほうにお願いすることでございます。

○亀岡委員長　　熊高委員。

○熊高委員　　9クラブについては各地域にそれぞれありますよね。そういった形で、

今何年たったのか私も定かで覚えておりませんが、地域性それぞれあるんですね。そういったところをかんがる一という一つのくくりの中でやると地域の施設の環境とか、交通の便とかそういったものを非常に差がある形の中で運営についてもかなり拘束されるということもあったようですが、そこらの地域性との関連というんですかね。かんがる一に任せておるということでしょうけれども、やはりそれぞれの地域性を踏まえた取り組みというのはどのように把握をされておるか、お聞きしたいと思います。

○亀岡委員長 武岡部長。

○武岡福祉保健部長 特段、地域性ということについては話を伺っておりませんが、どういったことでの地域性ということなのか把握をしておりますが、やはりこの間ずっとそれぞれやってきておる中でいろんな保護者の実情とかいろんな御意見を伺いながら、このNPOのかんがる一のほうも取り組んでいただいておりますので、そういった面で特に地域性が問われるような状況があるのかどうか、これもしっかり出していただいてそういった問題があるのであれば、それに対応できるような取り組みをしてまいりたいと思います。

○亀岡委員長 熊高委員。

○熊高委員 具体的には、やはり高宮あたりは、例えば、プールとかそういったものは少し離れておるといようなこともあったり、遊ぶ施設が周辺にある場合もあるし、夏場であったらなかなか周辺で遊ぶことができるけれども、ずっとそればかりでは子どもたちも飽きるので移動してというような形のときに、その移動手段とかそういったものに対する制約があるというようにも一時間聞いたことがあるんですね。そういったところをかんがる一という一つの組織の中で各クラブからあがった意見というのはなかなか市まで届かんのかなという気もして聞いておりますので、そこら部長が言われたようにしっかり状況を聞いていただいて実情にあったような対策というのがあればしていただきたいということをお願いしておきます。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 公立保育所と私立保育所について見てみますと、一人あたりの保育費が120万円からかかっています。私立は80万円前後でやっております。これがどうですかね、差が随分あるので、この辺の市の負担金とかなんかの対策を、安定した運営と保育内容の一層の充実を図るためには私立保育所の負担金をふやすことが必要じゃないかと思っておりますけど、その辺の中身についてお伺いいたします。

○亀岡委員長 武岡部長。

○武岡福祉保健部長 保育の内容とか質というものは公立も私立も同じだというふうに私は認識をいたしております。1人当たりの単価高くなっているのも、やはり御承知いただきますように、いわゆる人件費の部分ですね。これが大

きな要因でございますので、保育の資質とかそういったものについては公立も私立も全く同じだというふうに私は思っていますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○亀岡委員長 山本委員。

○山本委員 質が一緒ということは、公立のほうが50万ぐらいようけかかるとるわけじゃないですか。それについてはどういうふうな見解をお持ちなんですか。

○亀岡委員長 武岡部長。

○武岡福祉保健部長 結果として、コストが高くなるとするのは先ほど申し上げましたとおり、いわゆる職員人件費の部分は園児数で除するわけですから、当然高くなったということございまして、保育の内容であったり、そういった子どもに対する一つの経費について、それは下がるとということじゃないので、相対的なコストはそれは公立保育所のほうが保育士の人件費等含めて高いということの中で相対的なコストがあがるとということで御理解をいただきたいと思います。

○亀岡委員長 山本委員。

○山本委員 同じ内容のサービスをして、公立、私立じゃ40万、50万円違うわけでしょう。一人あたりの費用が。だったら私立でそれだけできるんだったら公立でもそういう人件費とか何か考えられるわけじゃないですか。できんのだったら、同じように負担金、補助金を出して同じような、中身が同じだったら、公立だったらもう少しカットできるような、カットできるって言っちゃいけないのかもしれませんが、内容を充実させることができるんじゃないかということなんです。

○亀岡委員長 武岡部長。

○武岡福祉保健部長 御指摘のとおりだろうと思います。ですから、私どものほうも今、第2次の行革の中で民でできるものは民に任せるということの中で、そういった取り組みもしておるわけです。ですから、保育についても可能なものについてはそういった方向性でいくと。いわゆるコストを下げて行くためにはそういった手法も取っていかないといけないということで、そういった取り組みを掲げて今行っておるということでございます。

○亀岡委員長 ほかに。

熊高委員。

○熊高委員 今回のコストの件で、先ほどの児童クラブの件で、郷野の児童クラブが最終的に400万円余りの業務の委託料になってるんですね。それから他の児童クラブでやってるいるかクラブが5,800万円ですね。こういったものからすると一人当たりのコスト計算をすると郷野のほうは290万円ぐらいになるんですね。人数を単純にかければですよ。逆に効率がわるくなってるんですね、これは。そういうことじゃないですか。お伺いします。

○亀岡委員長 武岡部長。

○武岡福祉保健部長 児童クラブを運営するためには、当然そういった職員の基本的な配置

というのがありますので、人数によって一人あたりのコストが高くなる場合もありますが、基本的な施設を運営するための最低基準というのはございますので、そういった面では単純に児童園児の数で割り出すということはちょっと難しいと思います。

○亀岡委員長

熊高委員。

○熊高委員

単純に難しいということは当然でしょうけれども、そういった面から考えて本当にコスト的に精査してあるのかどうかというところをお伺いしたので、どういうところがそういった郷野の場合はコストが高くておけるのか、そういった面はいかがでしょうか。

○亀岡委員長

可愛川課長。

○可愛川子育て支援課

郷野のコストが高いというお話ですけれども、郷野の場合、定員に対して入ってる人数が実際に少ないということが一番の要因かと思います。詳しいところまで精査いたしておりませんが、人数が少ないということでコスト的に高くつくということになるかと思っています。

○亀岡委員長

熊高委員。

○熊高委員

効率が悪いということでしょうから、そうすると18名ぐらいのクラブも2つぐらいありますよね。そういったものも当然そのぐらいのコストになってるといふ、そういう計算をしておるといふことですか。

○亀岡委員長

可愛川課長。

○可愛川子育て支援課

先ほど言いましたように、詳しくはまだやっておりませんが、先ほど部長が言いましたように、最低限必要な人数っていう、クラブを運営するために必要な人数っていうのがあるかと思っていますので、その辺を考えたときにやはり人数が少ないところのコストがかかっていると思っております。ただ、受け入れ態勢といたしまして、学校に1つの児童クラブ、児童館という形で運営しておりますので、その辺はやはり必要な部分になるのかなというふうにも考えております。

○亀岡委員長

熊高委員。

○熊高委員

十分その辺は理解はさせていただきますので、再度精査をして、本当に効率的な民間委託になっているかどうかというところを再チェックをいただきながら今後の運営に生かさせていただきたいと思っています。

○亀岡委員長

ほかに質疑はございませんか。

山根委員。

○山根委員

72ページの3点ほど聞かせていただきたいと思っています。

72ページの公立保育所の運営事業の中で、吉田保育所が定員が30名減になってますね。以前190名だったんです、それについて。それからひまわり保育所、定員が35名なんですけど、合計で40名を受け入れてるといふ状況があるということで、これの理由。

それから、2点目については先ほどから保育所の保育費等について出てますけど、私の観点から言わせれば、保護者負担が公立のほうが1人当たり年間23万8,112円になると思うんですけども、民間私立を使えば、保護者負担が19万6,995円、4万円近く安くなると。だけど、経済的に保

護者が選びたいと思っても私立は吉田か八千代にしかないというような状況があると思います。今後民営化が進むとは思いますが、こういう保護者の負担の格差ということについてどのように考えられているのか。

3点目です。77ページ、家庭児童相談事業ですね。件数44件と。平成22年度は80件あったと思います。この相談件数が減ったことについての内容から見るとなぜ減ったかという傾向が出てくると思うんですけども、そこがわかればお答えいただきたいと思います。

○亀岡委員長

可愛川課長。

○可愛川子育て支援課長

吉田保育所が定員を30名下げたということでありまして、一つは少子化によってということでありまして、吉田保育所と3歳未満児のみつや保育所との兼ね合いもございまして、本来といいますか、みつや保育所は3歳未満の子どもたちを預かる施設でありますので、吉田保育所も定員の関係といいますか、3歳未満児が多いということで今までゼロ歳児も1歳児も2歳児もやってまいりましたが、今回定員30名を下げたのはまずは少子化である。入ってる人数が少なくなってきてますので、その数年の状況を見て定員を下げました。あわせてみつや保育所も3歳未満を専門にやっておりますので、そちらのほうに基本的には行っていたくような形で吉田保育所のほうを考慮したということでありまして。

ひまわり保育所は定員35名でございます。定員を超えて入れたらいけないということはないと、県のほうの指導では120%を超えたような状態が続けば定員をふやすような検討をなさいというようなことで、この程度のあれであれば現在のままで状況をみたいというふうを考えてます。

保護者負担でございますが、私立も公立も保護者負担は考え方は一緒でございます。前年の所得に対して保育料を決めておりますので、たまたまここは数値がそのように公立のほうへ行っておられる方の負担金が高かったというふうにご検討いただければよろしいかと思っております。

それから相談件数が減った件でございますが、統計をとるために一定のレベル、考え方があって相談件数をあげてきてるかと思っております。確かに減ってまいりました。しかしながら、実際の相談、それから支援の業務を見ている中では決して減ってはいなくて、さまざまな簡単には解決できないような事案、そういうものがふえてるかと思っております。統計データでそのようになってるというふうになります。その辺御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○亀岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長

質疑なしと認め、これをもって子育て支援課に係る質疑を終了いたします。

次に、高齢者福祉課の決算について説明を求めます。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長 続きまして、高齢者福祉課の主要施策概要を説明いたします。

78ページをお願いいたします。

まず1番、在宅福祉事業といたしましては、(1) 高齢者の一時的な住居を提供する生活支援ハウスの運営委託を社会福祉法人ちとせ会かがやきに委託し4名の利用がございました。

次に(3) 高齢者の就労支援として、安芸高田市シルバー人材センターへの運営助成を3,175万円。(4) 生きがづくり支援として、安芸高田市老人クラブ連合会への活動助成780万円、また(5) 敬老事業としましては、市内32団体で開催をされました敬老会に75歳以上の高齢者一人当たり1,500円の助成を行いました。

80ページをお願いいたします。

(6) 安心生活創造事業は、安芸高田市社会福祉協議会へ委託し地域で支援を必要とする高齢者、障害者等438人に対し定期的な見守り支援等を行いました。(7) 地域密着型サービス事業所整備事業は、第4期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能居宅介護事業所の開設を公募により決定をいたしました有限会社トツツに対して整備補助金を交付いたしました。(8) 高齢者福祉施設整備事業は市内の公設民営の高齢者福祉施設に対し、施設整備に要する経費に対し補助金を交付いたしました。

2番、老人保護措置事業では81ページをお願いいたします。

経済的理由や環境上の理由により自宅で居住することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置をしており、78名を養護老人ホーム高美園ほか県内の施設に措置をしております。

次に、4番、老人福祉センター運営事業でございますが、82ページをお願いいたします。吉田老人福祉センター、ふれあいセンターいきいきの里、向原総合福祉センターかがやき、高宮老人福祉センター福寿荘の指定管理費でございます。

続いて、5番、社会福祉施設運営事業でございますが、各老人福祉施設の管理、養護老人ホーム高美園の措置委託でございます。主なものとして、ふれあいプラザの管理委託料、高宮高齢者生産活動センターの指定管理費、養護老人ホーム高美園の30人分の運営委託でございます。

83ページをお願いいたします。

(5) 平成3年4月に運営を開始いたしました特別養護老人ホーム高美園の空調設備の老朽化に伴い、改修工事を実施いたしました。以上で高齢者福祉課に関するものについての説明を終わります。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 79ページの老人クラブ連合会助成事業について少しお尋ねいたします。単位クラブ数、会員数ともに減少している状況がございました。

中で補助金交付状況一覧で、行政改革の中から縮小という形で平成19年960万円だったのが、21年度は680万円、その次22年730万円、23年度780万円と少し上がってきてますが、これについて見直しの中で何らか要因があって、また上昇してきているわけでしょうか。

○亀岡委員長

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長

山根議員さんが言われますように、補助金額につきましては、一昨年度は730万円でしたが、昨年度は780万円ということで50万円の増加をしておるものでございます。

中身といたしましては、50万円については高齢者老人クラブの中で見守りの支援をしたいんだということがございまして、ぜひ50万円つけていただいて高齢者の見守り活動を単位老人クラブ、また連合会単位で行いたいという要望がございました。それによって補助金を増加をさせていただいたものでございます。

○亀岡委員長

山根委員。

○山根委員

市長が進められている市民総ヘルパーの中の共助の部分での、老人クラブ連合会がその中で動かされたというところでの補助金増ということでよろしいですね。

○亀岡委員長

答弁は要りますか。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

市民総ヘルパー構想の策定の業務を県立大学のほうに委託をして、当初は約350万円くらいなのですが、210万円ぐらいに減額しておるんですね。これは中身がどのように変わったということなんですか。

○亀岡委員長

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長

当初350万の内容につきましては、県立大学の見積書によって、うちの安芸高田市の予算を計上させていただいておりましたけれども、結果としてその県立大学の見積もりがちよっと甘かったということで減額のほうでさせていただいたわけでございます。

○亀岡委員長

ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長

質疑なしと認め、これをもって高齢者福祉課に係る質疑を終了いたします。

次に、保健医療課の決算について説明を求めます。

中元保健医療課長。

○中元保健医療課長

それでは保健医療課の主要施策の概要について説明をさせていただきます。

83ページをお開きください。

後期高齢者医療事業につきましては、一般会計におきましては特別会計の繰出金と、広域連合負担金、後期高齢者検診委託料等でございます。

続きまして、重度心身障害者医療公費負担事業につきましてはの内容は、1ページ開いていただきまして、84ページをごらんください。受給者数

1,330人に対しての一部医療助成費の事業でございます。

それから3番目、ひとり親家庭等医療公費負担事業の内容につきましては、受給者数308に対する一部医療費助成でございます。

4番の乳幼児医療公費負担事業の内容につきましては、21年度から御存じいただいておりますように、対象者を入通院とも就学前を、小学校6年生までに拡大をいたしております。受給者数は、2,725人で、拡大分は単市補助となっておりますが1,393人でございます。

続きまして、94ページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生総務管理費につきましては、1億1,929万1,017円の決算で、地域医療の充実強化のための事業の内容を実施しております。事業費は、前年対比102%と伸びております。

次に、95ページをお願いいたします。

これは、23年7月に新たに設置された財団法人広島県地域保健医療推進機構への定額負担金とJ A吉田総合病院に2名の医師の派遣負担金140万3,517円の増額によるものと考えております。

続きまして、健康づくり推進事業の内容でございますが、母子、成人、老人保健事業、感染症予防事業に取り組んでおります。

事業内容につきましては、95ページから101ページとなります。事業費は、前年対比116.9%の伸び率です。これは感染症予防事業におきまして、100ページをお開きいただきたいと思います。下段のほうにありますけれども、平成22年度より実施しております子宮頸がんの予防ワクチンの助成事業。それから、101ページ、精神保健事業の心の健康づくりの推進と自殺予防対策の新たな新事業の実施によるものです。

次に、101ページの下段のほうになりますが、保健センター運営事業は市内4カ所の保健センターの維持管理費でございます。

同じく102ページをお願いいたします。診療所運営事業は高宮地区、美土里地区の診療所の運営にかかる事業費であります。以上で、説明のほうを終わらせていただきます。

○亀岡委員長 以上で説明が終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認めます。これをもって保健医療課に係る質疑を終了いたします。

ここで福祉保健部全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 保健医療課の関係で聞きもらしたんですが、安芸高田市中央保健センターに係る業務委託を地域事業団に出しておりますね。この中身についてもう少し詳しく内容を示していただけませんか。

○亀岡委員長 岩見保険医療課健康推進係長。

○岩見 保険医療課健康推進係長

議員の御質問にお答えします。

保健センターの運営につきましては、安芸高田市地域振興事業団のほうに業務委託という形で管理をお願いしております。中央保健センターに関係します施設の管理に必要な光熱費を含めた、あと浄化槽の点検整備でありますとか、そういった形の委託料全てを、そういった業務の費用を全て含んだものとして委託料としてお支払いをしております。以上です。

○亀岡 委員長

熊高委員。

○熊高 委員

額は幾らですか。

○亀岡 委員長

岩見推進係長。

○岩見 保険医療課健康推進係長

決算額ですが、644万1,750円になっております。

○亀岡 委員長

熊高委員、よろしいですか。

○熊高 委員

はい。

○亀岡 委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○亀岡 委員長

質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、福祉保健部に係る一般会計決算の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡 委員長

再開いたします。

ここで認定第1号の審査を一時中断し、福祉保健部に係る特別会計決算の審査にうつります。

認定第2号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

武岡福祉保健部長。

○武岡福祉保健部長

主要施策の成果に関する説明書におきましては183ページでございます。決算書におきましては147ページ以降でございます。

国民健康保険の特別会計決算につきまして、概要を説明させていただきます。決算書の149ページをお願いします。

歳入総額は43億7,337万7,586円、歳出総額は、153ページになりますが、37億8,630万2,192円で、歳入歳出差引額は5億8,707万539円の黒字となりました。この形式収支から前年度実質収支額3億1,111万7,269円、及び基金繰入金1億8,557万円を控除し、基金積立金9,780万7,279円を加算をした実質単年度収支額は1億9,819万125円の黒字となりました。平成23年度末現在の国保加入世帯数は4,763世帯、被保険者数は7,704人となっております。以上で終わります。

○亀岡 委員長

続いて、要点の説明を求めます。

中元保健医療課長。

○中元保健医療課長　それでは、国民健康保険特別会計の概要について御説明を申し上げます。

183ページをお開きをいただきたいと思います。

国民健康保険特別会計におきましては、収納率向上対策、医療費適正化対策に関する事業を実施しております。決算額は37億8,630万2,192円で、前年対比108%の増加を見ております。これは高額医療費及び医療費の増額によるものでございます。

なお、今後の課題でございますが、186ページの後半に記しておりますが、国民健康保険医療費適正化計画に基づき、収納率の向上対策、医療費適正化対策及び生活習慣病対策を着実に実施していくことが必要と考えております。以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

○亀岡委員長　以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員　24年度の補正予算で国保税率があがりましたね。いろいろ市民の皆さんからも反響が大きかったんですが、結局この23年度の取り組みの影響というのが24年度の国保税率に影響しておるんですね。だから、この23年度の時期に国保税率をいかにするかというふうな十分な検討がなされてなかったんじゃないかという気がしますね。議会報告会でもそういったいろいろな意見が出まして、答弁には困ったような、議会報告じゃなしに国保税の説明会ですね。向原あたり非常に厳しい意見が出ましたけれども、なかなか答弁に窮したというような状況もありましたけれども、23年度で基本的に対策をとるべきじゃなかったのかという視点で、この23年度の決算をどのように考えておられるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○亀岡委員長　武岡福祉保健部長。

○武岡福祉保健部長　御指摘の23年度に総合的な対策をとるべきじゃなかったんだろうかという御意見でございます。

このことにつきましては、説明会でもお話もさせていただきましたが、いわゆる平成20年のリーマンショック以降、非常に経済状況が厳しいことの中で政策的な判断の中で据え置いてきたと。さらには昨年度引き上げるべきかどうかということも検討したわけなんです、東日本大震災があったということの中で非常にそういった将来的なところを見たときに非常に厳しい状況が来るだろうと、そういう中で、23年度においては据え置かせていただいたということでございますので、その点は御理解をいただきたいとふうに思います。

○亀岡委員長　熊高委員。

○熊高委員　平成20年のリーマンショック、あるいは東北の大震災、そういった影響は確かにあろうかと思いますが、そういった状況を見ながら数

年先を見通していく。そういったものが運営だというふうに思うんですね。だからそういった観点からすると、やはり見直しの時期がおくれたんじゃないかという懸念を市民の皆さんも多く持たれておるんですね。だからこういったところで23年度の状況というのをもう少ししっかり把握をして、長期的な展望に立った税の改正というのを行うべきじゃなかったかということが言われておるので、そういった意味でこの決算を認めるということになりますと、24年度の国保税の関係とも連動してきますので、もう少しそこらの取り組みというのを報告会でもいろいろ皆さんから受けたことがあろうと思いますが、そこらに対しても答弁にもなるわけですから、もう少し詳しくそこらの取り組みの状況をお願いしたいと思います。

○亀岡委員長 武岡福祉保健部長。

○武岡福祉保健部長 既にことしの2月に国民健康保険の長期的な財政構造を見直していくということの中で健全化計画というものを策定をさせていただきました。この中にはやはり国保の構造的な問題もあるわけなんです、やはり中長期的な視点の中で医療費の動向等も踏まえて、その税についても見直しを図っていくと。一方では、財政支出等の削減もしていくということの中の取り組みをしっかりとやっていくということが大切だろうと思っています。そういった計画の中では基本的には2年ごとにその医療費の動向等を見ながら改定が必要かどうかということを検討すると、そういった取り組みをしていくということにしておりますので、今後においてはそういった基本的な一定の期間を見て、やはり医療費の動向等を踏まえながら税率改定の必要性についても慎重に検討していくということで進めてまいりたいというふうに思っています。

○亀岡委員長 熊高委員。

○熊高委員 おっしゃることはよくわかるんですが、担当部としては23年度は改定をすべきじゃないという判断をされたという結果ですから、ということでもよろしいですか。

○武岡福祉保健部長 はい。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 後発医薬品の利用促進サービスについて少しお尋ねいたします。

平成22年からでしたか、予算を組んでされてますけれども、それについての効果額等についてお尋ねいたします。

○亀岡委員長 中元保健医療課長。

○中元保健医療課長 ジェネリック薬品の実績でよろしゅうございますか。

23年度の実績でございますが、1,578万4,000円、月額131万5,000円の実績の数字を今押さえております。以上でございます。

○亀岡委員長 山根委員。

○山根委員 初めは国の助成があったと思いますけど、現在はどのようになっていますでしょうか。

- 亀岡委員長 中元課長。
- 中元保健医療課長 現在も同じでございます。
- 亀岡委員長 ほかにありませんか。
山根委員。
- 山根委員 特定健診特定保健指導について、県内でも上位の成績をおさめてきておりますけれども、この平成24年度、本年度の成績いかんによっては拠出金への10%の加算、あるいは減算というような影響が出てくると思いますが、それについて保健指導のほうはなかなか進みにくいというところの原因についてはどのように受けとめられておりますでしょうか。
- 亀岡委員長 中元課長。
- 中元保健医療課長 特定健診の受診率とそれから特定保健指導の受診率の関係で、補助金の関係なんですけれども、これは補助金のほうは打ち切りになりました。
- 亀岡委員長 田村保健医療課課長補佐。
- 田村保健医療課課長補佐 先ほどの御質問、後期高齢者医療制度への支援金の加算、減算の件ですが、この制度自体は残ってはいるんですが、ただ当初国が言っていた金額とか受診率は達成しなくても加算、減算はないと。ただ、まるまるゼロであった場合だけ加算という方法を国がとりましたので、本市の場合はこちらも広島県内全部ですが、特定健診の受診率がゼロということはありませんし、それから特定保健指導のほうも各市町全部やっていますので、広島県内においては加算・減算は一切なしということでやっています。来年度以降、第2期以降につきましても同じような方向性で今のところ出されるのではないかとこのふうになっております。以上です。
- 亀岡委員長 武岡福祉保健部長。
- 武岡福祉保健部長 もう1点の保健指導の困難性ということでございますが、あまねく本市に限らず保健指導ということについては、各市町ともいろんな努力をしておるんですが、なかなか結びついてないというのが現状でございます。いわゆる本人の健康意識といいますか、そういったものがつなげてこないとやはりこちらのほうから強引に指導するというのは非常に困難ということなので、ですからそういった動機づけを含めてやはり健康意識を持っていただくと。それから検診受診者においてはそういった指導が必要な域にある方については、これまでもそうですが、検診であったり保健指導の勧奨を行っておりますが、これらについても引き続き努力をしてそういった保健指導であったり検診につなげてもらいたいというふうに考えております。なかなか非常に難しいところなんです、やってみようというふうに思っております。
- 亀岡委員長 ほかにありませんか。
〔質疑なし〕
- 亀岡委員長 質疑なしと認めます。
以上で、認定第2号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。
次に、認定第3号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決

算の認定について」の件を議題といたします。

内容説明を求めます。

武岡福祉保健部長。

○武岡福祉保健部長 主要施策の成果に関する説明書につきましては185ページ1項でございます。決算書につきましては181ページ。

歳入総額は4億2,292万5,463円、次のページになりますが、歳出の支出済額は4億1,413万8,973円でございます。歳入差引額は878万649円の黒字でございます。

後期高齢者医療の加入状況につきましては、平成23年度末現在で6,760人でございます。また、運営につきましては、県内の全市町で組織する広島県後期高齢者広域連合におきまして行っておるところでございます。以上で概要説明を終わります。

○亀岡委員長 続いて、要点の説明を求めます。

中元保健医療課長。

○中元保健医療課長 185ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計でございますが、決算額は4億1,413万9,873円でありまして、前年度対比103%と前年度より増加を示しております。

被保険者数に関しましては、186ページをお願いいたします。6,760人と前年度並でございます。

市の主な事務の内容としましては、各種申請窓口の事務と保険料徴収業務となっております。保険料につきましては、均等割、所得割額とも前年度と同額となっております。以上で詳細の説明を終わります。

○亀岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第4号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

武岡福祉保健部長。

○武岡福祉保健部長 主要施策の成果に関する説明書におきましては186ページでございます。決算書におきましては197ページ。

歳入総額は38億8,373万9,346円、歳出総額におきましては、201ページになりますが、38億7,088万5,506円で、歳入歳出差引額は1,285万3,840円の黒字となりました。

平成23年度末現在、65歳以上の第1号被保険者数は1万704人で、そのうち要支援・要介護認定者は1,605名となっております。以上で終わります。

○亀岡委員長 続いて、要点の説明を求めます。

岩崎高齢者福祉課長。

○岩崎高齢者福祉課長 それでは介護保険特別会計について説明を行います。主要施策186ページをお願いいたします。

平成23年度の介護保険の運営につきましては、第1号被保険者数は、187ページ(1)の表のように1万704名で、認定者(2)の認定の状況のように2,605名でございます。

保険料につきましては、次の(3)の表のように収納率98.7%でございます。サービスの利用状況につきましては、次の(4)受給者の状況にありますように、①居宅介護サービス、つまり在宅でサービスを受けている認定者の方が1,494人、次に②認知症グループホームのような地域密着型サービスを利用されておられる方が78人、次に③特別養護老人ホームなど施設へ入所されておられる方が536人という状況でございます。サービス給付費の状況につきましては、188ページから189ページに記載をしておりますのでごらんいただきたいと思います。

介護給付費につきましては、189ページ上から3行目でございますように、平成23年度は約34億3,900万円と介護認定者の増加にあわせて伸びて来ておる状況でございます。

次に2番、地域支援事業ですが、(1)介護予防事業のうち①二次予防事業では、要支援、要介護状態に陥らないため、認定前の高齢者に行う介護予防事業で、8,174名の対象者に対し実施をし、2,400人の対象者を把握いたしました。このうち352名、述べ4,956名の方が通所型介護予防事業を利用されました。

次に②一時予防事業におきましては、介護予防の普及啓発として、介護予防講演会の実施、介護予防行事の開催等を行いました。

190ページをお願いいたします。②総合相談事業では、高齢者支援センター及び高齢者支援センターの地域の相談窓口である6つの在宅介護支援センターで相談を受け付け支援を行いました。

(7)任意事業としましては、家族介護教室事業、家族介護者リフレッシュ事業をはじめ各事業を実施いたしました。生活介護サポーター養成事業では95名が修了され、平成21年から平成23年までで計373名の生活介護サポーターの養成を行いました。以上で、介護保険特別会計の説明を終わります。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 187ページの認定の状況ですね。24年3月末時点で2,605名の認定ということでございまして、23年度大体実質認定されるのにあがってくる件数ですね。実質はこういう認定になったと、しかし認定の中でも要支援から要介護になったとかいろいろな形が出てくるとは思いますが、大体そういう形の中でそういう件数が新たに出てきたときの認定といったも

のが大体どのぐらいの割合とかいうのは把握されておりますか。大体もうほとんど今の要支援から要介護とか、要介護があがってきているよという認定の状況ということで把握させてもらってもよろしいですか。大体件数ではどれぐらいあがってきてるか、平均的な形で。

○亀岡委員長 高齢者福祉課 中野課長補佐。

○中野高齢者福祉課課長補佐 ただいまの質問にお答えします。

要介護認定申請の御質問でございます。現在、安芸高田市におけます要介護の認定申請、月に大体300件から320件程度申請があがってきております。このうち新規申請が大体60件程度でございます。ただ月によって随分と差がございまして、24年1月では新規申請が100名となりました。その後は40名とか60名程度で推移をしてきておるという状況でございます。以上です。

○亀岡委員長 前重委員。

○前重委員 そうした中で、189ページの地域支援事業、いつも市長さん介護予防、介護予防ということで従来から言われている中で、そうしたところへまず元気でおっていただくという形ではずっと事業されてきているわけですね。二次予防事業の対象者の把握ということで8,174名のうち対象者が2,400名ということでございましたが、この把握をされる内容等どこでやられているか、ちょっとそういった説明をしていただければと思うんですが。

○亀岡委員長 高齢者福祉課 永岡課長補佐。

○永岡高齢者福祉課課長補佐 ただいまの前重議員さんの御質問ですけれども、二次予防事業の対象者把握事業というのがあって、元気確認シートという運動器と口腔器とそれぞれ栄養のほうの機能がどのくらい低下しているのかということ調べる確認シートがあります。これを介護認定を受けておられない方に郵送して答えていただいて対象者を把握するということになっています。

○亀岡委員長 前重委員。

○前重委員 そうした郵送で返ってくる形は、全て100%返ってきておりますか。そこら辺のところはどうでしょう。

○亀岡委員長 永岡課長補佐。

○永岡高齢者福祉課課長補佐 23年度は回収率が80.4%です。そのうち対象者が2,400名というのが36.5%というふうになっています。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 本当に大きな事業で大変な部署だと思うんですが、積立金の関係についてお聞きしたいと思います。

介護給付の準備金、基金というものが積み立てられていると思うんですが、このたび23年度末では恐らく残高が4,277万1,000円という前年度の経年経過を見てみるとかなり貯えが減少している状況であると思うんですが、今後そこら辺はどのように手当をされ、どのように計画されているのかということをお尋ねしたいと思います。

- 亀岡委員長 中野課長補佐。
- 中野高齢者福祉課課長補佐 ただいまの石飛委員さんの質問にお答えさせていただきます。
委員さん御指摘のとおり、介護給付費の準備基金のほう随分と減ってきております。第4期計画の始まりますときには1億7,000万円余りございましたけれども、3年間で1億3,000万円余りを取り崩してきております。
- 今後につきましては、24年度から始まりました第5期介護保険事業計画におきまして保険料の改定をさせていただいております。これは3年間を通じて必要になるだろうと見込まれる給付費の総額を算出したしまして、それをもとに保険者数に割り戻して算出をさせていただいたものでございます。従いまして、今後1年間、あるいは2年間ににつきましては、いただく保険料よりも給付費のほうが少ない状態。つまり積み立てる期間になるというふうに計画をしております。今後、1年及び2年で積み立てを行いまして、そして2年あるいは3年目それ以降の介護給付費の増加のほうへ備えていきたいというふうに考えております。以上でございます。
- 亀岡委員長 ほかにございませんか。
〔質疑なし〕
- 亀岡委員長 質疑なしと認めます。
以上で、認定第4号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。
続いて、認定第5号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。
概要説明を求めます。
武岡福祉保健部長。
- 武岡福祉保健部長 説明書では191ページ下段でございます。決算書におきましては229ページ。
歳入総額におきましては4,008万639円、歳出総額につきましては、231ページになりますが、3,866万1,494円で、歳入歳出差引額は141万9,145円の黒字となりました。要介護認定者のうち要支援1、2の高齢者の介護予防サービス計画を作成し、要援護高齢者の支援を行っているところでございます。以上であります。
- 亀岡委員長 続いて要点の説明を求めます。
岩崎高齢者福祉課長。
- 岩崎高齢者福祉課長 それでは、介護サービス特別会計について説明をいたします。
191ページをお願いいたします。
介護保険認定者のうち、要支援1、2の高齢者の介護予防サービス計画ケアプランを直営及び委託により作成をいたしました。192ページをお願いいたします。対象者数は644人、計画作成数は5,406件でございます。以上でございます。
- 亀岡委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の審査を終了し、福祉保健部の審査を終了いたします。

ここで13時まで休憩いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

これより産業振興部、農業委員会の審査を行います。

認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

清水産業振興部長。

○清水産業振興部長 それでは、産業振興部に係ります平成23年度決算の概要について御説明を申し上げます。

農林水産業、商工観光業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございますが、安芸高田市の地域を支えている産業が衰退しないように、それぞれの地域、団体等の実情に則した特色のある施策を展開したところがございます。

主な新規事業といたしまして、地域営農課関係では、イノシシ・シカ等の有害鳥獣被害から農作物等を守るための防護柵設置と同時に、緩衝帯として山林部分を刈り払うモデル事業をスタートし、総合的な被害軽減対策に取り組んできたところがございます。

将来の農業を支える担い手を育成・確保するため、市とJA広島北部で農業後継者育成基金を造成し、県立農業技術大学校の授業料等の助成を行いました。

またふるさと応援の会を結成し、安芸高田市の魅力の発信と特産品等の販売等の研究により、地元産品の消費拡大に取り組みました。

あわせて「あきたかたのたから」のブランド認証とPR事業に地域振興事業団と取り組んだところがございます。

次に、拡大します耕作放棄地や不作付地の解消を図るため、農地にレンゲ等の作付を支援するモデル事業をスタートしたところがございます。

畜産関係では、広島牛生産基盤強化のため、飼料となる稲わら収集システムの構築に必要なロールベアラーやラップマシンの導入支援を行いました。

次に、農林水産課関係では、「ひろしまの森づくり事業」の特任事業により、間伐材を活用した木製ベンチを吉田サッカー公園で設置し、来場者の利便性の向上を図りました。

また、経済的な森林資源の排出及び林産物の流通の合理化を図るため、新たに林道入江戸島線の開設事業に着手したところでございます。

商工観光課関係では、企業立地推進事業として、新規の企業立地対策として進入路の整備を行い、1社を新規事業立地奨励事業者として指定することができました。

また、観光振興事業として新たに市内22の神楽団による安芸高田市神楽協議会を設置し、近畿広島県人会との神楽、特産品等のPR、東京神楽公演の実施等、神楽門前湯治村での週末の3日間の神楽公演により神楽を通じた観光振興に取り組んだところでございます。

以上、新規事業の主なものの紹介をさせていただき、産業振興部の平成23年度決算概要の説明とさせていただきます。各課、農業委員会事務局の主要事業につきましては、それぞれ担当課長、事務局長より説明をさせていただきます。

○亀岡委員長 続いて、地域営農課の決算について、説明を求めます。

猪掛地域営農課長。

○猪掛地域営農課長 それでは、地域営農課に係ります主な事業の決算概要について御説明を申し上げます。

説明書の107ページをお開きください。

107ページ下段にございます1番、農地保全対策事業はイノシシ・シカ等の有害鳥獣から農作物を守り、農地の保全を図るため、防護柵等の設置助成を行いました。国の補助事業で9件、県の補助事業で2件を実施、市独自の事業で69件の取り組みがありました。単市の事業では防護柵の設置と同時に緩衝帯として山を借り払うモデル事業を実施し、総合的な被害軽減策に取り組みました。

また、昨年度新たに有害鳥獣死骸処理業務を委託実施し、年間287件の処理を行いました。

108ページから109ページにかけての2番、中山間地域等直接支払事業は第3期対策の2年目の年であり、集落協定が203協定、個別協定が5協定で協定面積は2,458ヘクタールとなっております。前年度から3協定が追加となり、体制整備単価、いわゆる10割単価の協定数も3地区増加をし89協定となりました。今後はさらに集落活動の充実による多面的機能の確保、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりたいと思います。

109ページの3番、集落営農支援事業費は、多様な担い手の確保と持続的な農業生産活動を支援するため、国県の補助金も活用しながら事業を展開しました。単市での機械導入に対する助成は28件の申請があり、農業従事者の高齢化や後継者不足が進展する中、担い手への農地集積など集落営農の確立に向けて一定の成果を上げております。平成23年度においては、1つの農業生産法人が設立をされ、引き続き関係機関と連携し

て支援をしてまいりたいと考えております。

111ページの4番、農地・水・環境保全向上対策事業費は、地域ぐるみで農業施設や農村の環境を守る活動を支援するもので、15地区において協定を締結し取り組みがありました。共同活動区域の面積は529.1ヘクタールとなり農業者のみならず多様な住民参加により農地や農業用施設の良好な保全が図られました。

同じく111ページの5番、米の需給調整事業費は米の生産調整に関する事務費であります。米の生産目標については2,350ヘクタールで、生産目標の範囲内での作付というふうになっております。また、平成23年度から農業者戸別所得補償制度が本格実施をされ、米や戦略作物を含め、市全体で約4億240万円の交付がありました。事務につきましては、広島北部農協と連携し、事業支援を行っております。

次に、112ページの7番、担い手育成事業は将来の農業を支える担い手の育成確保のため、新たな事業として市とJA広島北部とで基金を造成し、県立農業技術大学の授業料等の助成を行いました。昨年度は初年度に当たり、1名が対象となっております。ちなみに今年度新たに3名が大学校に入学し本事業の対象となっております。

113ページの8番、地産地消推進事業費は市内の農産物の生産振興とともに農産物のブランド化を図ることにより、農家所得の向上と経済の活性化を図るものでございます。広島北部農協、安芸高田市地域振興事業団との連携によりましてみつやブランド、あるいはあきたかたのたからブランドの指定と販売促進を行いましたほか、新規事業としては野菜の重点品目の生産拡大のため、県単独事業の担い手経営強化モデル事業によりアスパラガス、ハウレンソウの生産条件整備を行いました。また、遊休農地の解消を図るため農地にレンゲの作付を支援するモデル事業をスタートしました。

昨年8月に発足しました「安芸高田市ふるさと応援の会」については、会員数は現在約2,000人となっており、活動の充実と組織を通じた特産品の販売等に結びつける取り組みが必要と考えております。

115ページ下段から116ページの9番、生産条件整備事業費は、野菜等の周年栽培による生産拡大のため、パイプハウスの設置補助、水田暗渠による排水対策事業を実施しました。

117ページ中段の11番、農業振興施設管理運営費は市内の9つの農業振興関係施設の管理運営委託を行い、それぞれの事業目的に応じた支援により、各地域での農業振興に努めました。特に、四季の里につきましては市内の新規就農者の研修施設として位置づけを明確にし、広島北部農協と連携して施設管理・運営をするための条件整備を行いました。また、レインボーファームで行われているもちの加工等の機能を旧高宮学校等、給食調理場へ移すとともに、野生鳥獣処理加工施設として改修を行いました。

118ページ中段の12番、畜産振興事業費は家畜を伝染病から守り、畜

産経営の安定を図るため、各種補助事業を実施しました。新規事業としては、県単独事業の広島牛生産基盤強化支援事業により、稲わら収集システムの構築に必要な機械の整備を行いました。農家の高齢化に加え子牛市場価格の低迷、飼料の高騰、乳価の低迷などにより全体的に厳しい畜産経営が続いており、引き続き支援が必要と考えております。

119ページ下段の13番、畜産振興施設管理運営費は市内3つの堆肥センターの管理運営を行うとともに、資源循環型農業の推進を行いました。市内3カ所の堆肥センターにつきましては、経営統合を視野に入れ、全農広島県本部、広島北部農協と連絡会議を開催し、情報交換を行っております。引き続き堆肥を活用した資源循環型農業の仕組みづくりを支援していきたいと考えております。以上で、地域営農課の説明を終わります。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

水戸委員。

○水戸委員 ちょっと聞きもらしもあるのかもわかりませんが、ちょっと何点かお伺いをいたしたいと思います。

まず、108ページなんですけれども、農地保全対策事業費のところでございます。有害鳥獣の死骸処理業務委託料というふうになってございますけれども、この内容についてですが、業務委託先あるいは1回に対する処理経費のところを多少詳細な説明をいただきたいというふうに思うところです。

関連はしておるんですけれども、115ページなんですけど、これは先ほどの117ページのレインボーファームの改修工事のところとも関係があるんだろうとはいうふうには思いますが、115ページの安芸高田市のいわゆる地域振興事業団にジビエの特産化を委託しておるという内容なんですけれども、実質これがどういう形態で何をどういうふうにとということと、実際この年度を終わった段階での進捗状況。非常に金額であらわすことは難しいと思うんですが、ソフトの部分どこまで何がどういうふうに進んでおるのかということをお伺いをしたいと思います。

また続いて、その下にございます野生鳥獣の食肉処理加工施設整備事業のところ、フードスライサーあるいは真空パックの機械であるとかいうことになるんだろうと思うんですけれども、100万余りの支出がありますが、この事業主体というのはどのように実施主体が確立されておるのかということと、下のいわゆる課題のところにも書いてございますけれども、その末端の部分には関係機関との意見調整及び連携が必要であるということが大きな課題になっておりますが、この辺の事業主体との調整あるいは現状といったことについての説明を求めます。

○亀岡委員長 答弁を求めます。

猪掛地域営農課長。

○猪掛地域営農課長

まず、動物の死骸処理業務の関係でございますけれども、この事業は昨年度から始めましたもので委託先は現在吉田町の河野土木さんのほうに委託をしております。

経費につきましては、大型の動物、いわゆるイノシシとかシカ、そういった大型動物につきましては1体が1万5,000円。それからタヌキ、キツネ等の小型の動物につきましては1体が1万円という内容でございます。

次に、115ページの地産地消企画開発支援業務の委託事業の内容でございます。これは、安芸高田市地域振興事業団との関係の中で全体的にはふるさと応援の会、あるいは給食センターへの地場産農産物の供給、ジビエの特産化、四季の里の農産物の販売業務支援という内容で委託契約を結んで実施をした事業でございます。このうちジビエの特産化につきましては特に後ほどの質問とも関係をいたしますけれども、関係機関、鳥獣害を捕獲するところからということになりますので、安芸高田市猟友会あるいは安芸高田市捕獲班連絡協議会、そういったところとの連携の会議等を持っております。そうした中、特に事業団のほうではジビエの特産化に向けて有害鳥獣の肉の活用、そういったものも研究をすることがございまして、昨年度につきましてはシカの肉の薫製教室がありますとか、そういった事業も展開をさせていただいております。特に事業団につきましては、やはり行政ではなかなかやりにくい、あるいは販売を伴う、そういった事業についての部分について特に協力をお願いをし、その部分を委託しているという内容でございます。

次に、これにかかわりましてジビエの整備ということですが、今回この事業の中で入れておりますのはフードスライサーあるいは真空包装機を導入しております。これは、もともとありましたレインボーファーム、現在改修をして、そこで動物の食肉としての処理・確保ができるような設備になっておりますけれども、その運営そういった部分につきましては捕獲の中心であります安芸高田市の捕獲班、有害鳥獣捕獲班連絡協議会、それから地域振興事業団、それと市ということで3社で協議をしております。基本的には施設の運営につきましては、安芸高田市地域振興事業団を中心にその中でやっというふうなことでその体制について協議をしております。まだ、最終的にこれで行こうという形にはなっておりませんが、一応そういう形を目指して体制の整備をしていきたいというふうに思っております。

先ほど4番目、関係機関との意見調整及び連携という点でございますけれども、これにつきましても猟友会あるいは捕獲班の連絡協議会等と意見調整を図りながらこの施設の稼働に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○亀岡委員長

水戸委員。

○水戸委員

なかなか実際のところ私自身も経験がありますけれども、商品化というのは非常に困難な問題じゃなかろうかというふうには思います。着眼というのは非常にいいと思うんですけれども、商品の均一化であるとか

いった部分では非常に問題を抱えておるように考えておりますが、1、2点ちょっと補足してお伺いします。

先ほどの有害鳥獣の死骸処理業務なんですけれども、委託業者のほうでこれを処理するに当たっては、きれいセンターという行方でいいんでしょうかということが1つ。

それから、これ事業団のほうからどういう報告があがってくるのかわかりませんが、確かにシカ肉を活用した薫製云々の議論は何っておりますが、その研究の結果ないし成果、そういったものは何か事業団のほうからいただいておりますのかどうか。それとそれの販売見通しみないなものがあるのかどうかといったところについて2点お伺いします。

○亀岡委員長 猪掛地域営農課長。

○猪掛地域営農課長 まず、有害鳥獣等の死骸処理業務でございますけれども、この委託内容は死骸が農地、あるいは民有地のほうにあるということで連絡をいただきまして、委託業者に連絡をさせていただいてそちらに取りに行っていくと、取りに行っていたものについては最終的にはきれいセンターのほうに持って行っていただくと、そこまでのものを全てを委託しておるという内容でございます。

それとジビエ関係の研究の結果、成果及び販売見通しということでございますけれども、昨年度薫製教室等につきましては、大変参加者も多く好評であるということで、そういった皆さんの関心というのは非常に高いということはおわかっております。その薫製をして販売ルートに乗せていこうということについては、これはまだすぐそのルートが確立したとかいうわけではございません。まず、原料となります有害鳥獣の処理施設への搬入を安定的にできるようにしていきたいというところがございます。そこらの見通しというものはまだ完全には立っていないという部分がございます。全体としてこの支援事業の成果、結果につきましては報告書により提出をいただいております、それにより委託料を最終的に精算をさせていただいたということになっております。以上でございます。

○亀岡委員長 水戸委員。

○水戸委員 説明いただきましたんですが、117ページにあります野生鳥獣の食肉処理加工施設も一定程度の費用がかかっておりますし、またフードスライサーその他についても具備され続けておるんですが、何と言いましても課題のところの一番末尾に書いてありますように、関係機関との意見調整及び連携が必要ということなんで、字句にすればたったこれだけのことなんですけれども、大変難儀をされとるんじゃないかならうかというふうに我々も伺っております。従いまして、その辺も十分に研究・検討を重ねながら、ハードのほうが先行しておりますからね。つまりソフトの形態はまだわからんが、施設はできたという形になっておりますから、これの有効利活用については十分検討を重ねていただいて、今後それを

成功に導くようにやっていただくことを一つ希望いたしまして終わります。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

前川委員。

○前川委員 116ページですが、上の野菜生産振興対策事業。これが件数が7件、ハウス面積ですよね、7件あるんですが、それとミネハウスが3件、この10件ですが、これ品種は何を植えておられるか。それとJAに出荷されるか、直接販売されるか、そこらをちょっと聞きたいんですね。

○亀岡委員長 猪掛地域営農課長。

○猪掛地域営農課長 野菜等の生産振興対策にかかわるパイプハウスの設置補助の関係でございすけれども、このハウスにつきましては主に中で栽培されますのは軟弱野菜、ホウレンソウあるいはチンゲンサイ、そういう葉物野菜と、後は最近ではアスパラガスの施設栽培ということも多くなってきております。それとミニトマトでございす。23年度の事業につきましては、以上3品目が主な作物ということになっております。いずれもJAの出荷ということで現在作付、あるいは生産のほうを進めていただいております。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 108ページの有害鳥獣のところの成果及び今後の課題とあるんですけど、今有害鳥獣については未設置区域について今年度も助成していただいて、してきてるという状況ですが、私たちのところは既に一応、囲いはすんだと。これ今メーター数で割ってみると、大体今年度の23年度の方はメーター550円程度の事業費だというふうに出ておりますけれども、相手もなかなか偉くて一時は一応囲いをしたということである程度おさまったんですけど、またそこを向こうも偉いもんでということで、果たして今のこの囲いというのでいいんじゃないかと。制度疲労が来るとんじゃないかというような感じがいたします。管理はしないといけないので、中山間の直接払いの維持管理ということで見回りとか、あるいはおりをつくって取るとかいうことはやっておりますが、なんせ川とか道路とかやはり入る箇所も多いし、またこの囲いそのものも地域の人が鉄筋でも13ミリ、径の大きいのを打つところもあるし小さいところを打つところもあるし、行政としてのこういう方法がいいんだよという指導的なものはなかったと思うんですね。こういうことにすれば材料費の2分の1は助成するとかいうことでたちまち入るもので囲いをしたというのが私は現状なのかと思うんですね。私はこれからもう一遍入らんように補強したいとこういふときに、ここの今後の課題のところでも地域の皆さんと取り組みについて話し合うようなことが書いてありますが、今の補強するということをやった場合、そういういわゆる話し合いにのっていただけるんかどうか、お尋ねいたします。

○亀岡委員長 猪掛課長。

○猪掛地域営農課長 有害鳥獣の防護柵等に関します助成事業の関係でございますけれども、今御指摘をいただいておりますように、この防護柵については今ワイヤーメッシュで囲っていくというのが主流でございます。このワイヤーメッシュは耐用年数は大体14年程度というふうになっておりまして、市内あちこちで山際あるいは田んぼのあぜというものをこのメッシュで囲われた状態というのが目にするわけでございます。全体的に有害鳥獣の対策というのは捕獲をするということと、それから防護柵等で作物を守るという大きくは2つの視点で行政のほうの補助事業のほうはございますけれども、やはり一番問題となりますのは集落等でいかにそういった野生鳥獣を寄せつけない集落づくり、あるいは地域づくりをしていくかということが大変重要であるというふうに現在、県のほう国のほうもそういった視点で物事を考えていこうという流れでございます。そういった関係でこれまで御指摘のように、出たものに対して補助をしていくということが主流でございましたけれども、やはり地域の皆さんで鳥獣害にどういふふうに立ち向かっていくかということを協議するそういった場も大変必要なんだということが、私も最近つくづく強く感じるところでございます。その関係で地域でどういふふうにやっていくかという要望、そういったことに関してはやはり専門家等の意見もいろいろ聞いておりますし、うちの担当も有害鳥獣のアドバイザーということでいろいろ研修も受けてまいっておりますので、ぜひそういう場には参加をさせていただきたい。

それから機能の補強でございますけれども、これまであったものを補強していくという部分については、現在市で持っております事業の中でこれは該当にはしておりますので、そういった部分についても御相談いただければと思います。

○亀岡委員長 秋田委員。

○秋田委員 2点ほどお伺いしたいんですが、まず1点目として109ページ、110ページの集落営農支援事業についてお伺いいたします。

これは単市補助の事業で申請も28件と前年度に比べてかなり倍ぐらいになってるんですね申請も。そこらあたりで営農体制の確立であったり、多様な担い手の確保というところで考えたら大変重要な事業だというふうに考えるんですが、そうした中で1点気になったのが、この課題の中で認定農業者や農業経営者は育っているが、反面、借入農地の分散や水路及び畦畔の管理等、個別の農業者だけでは解決できない課題が顕在化してきたと書いておられます。そういったところが、土地は集めても法人であったり個人であったり大型農家であったりする方がその作付はされてもそういった管理の部分は確かに今後も課題になると思うんです。この今回の決算をもとにこういった課題があるということの中では、このことについてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○亀岡委員長 猪掛課長。

○猪掛地域営農課長 集落営農支援事業でございます。ここの今後の課題というところにも

書いておりますけれども、やはり担い手が農地を集積をしていくという部分と、その集積をした土地の畦畔でありますとか水路、それが全てが一人なりそういった法人で管理ができるのかどうかという問題はございます。この部分については、やはりその組織的にうまくこの地域との話の中で、地域の担い手として位置づけをされておるということを担い手それから担い手を取り巻く農地を今度は預けた側、そういった方々もこの人に管理をお願いしておるんだけれども、全体的には手が回らない部分もあるので、自分たちができるところについてはじゃ何ができるかとそういったことを話をしていくということが大切になろうと思います。そういった意味では、現在進めております「人・農地プラン」でありますとか、そういう部分でやはり担い手を特定をしていくということと、ここの土地はだれを中心にどういうふうに農地を保全していく、守っていくという合意形成をそこそこのところで行っていくということが必要だと思いますので、これは農業委員会、それからJA広島北部とも連携をしまして、そういった話し合い「人・農地プラン」をつくってみようという推進活動のほうで対応していきたいと思っております。

○亀岡委員長 秋田委員。

○秋田委員 はい、わかりました。

もう1点、116ページの生産条件整備事業の中の水田暗渠事業についてお伺いします。

この事業につきましては、ここに補助金額136万8,000円というふうになっておりますが、これは23年度が22年度から比べて予算額を200万円に一遍にふやされたような経緯があったように覚えてるんですが、そうした中でちょっと200万円まで届いてないんですが、そういったことについての御説明をお願いしたいと思います。

○亀岡委員長 猪掛課長。

○猪掛地域営農課長 この事業につきましては、現在、水田、稲作をされている部分について土地利用型の作物、米以外の作物を作付を広げていこうということで、排水事業をされる部分について補助をするというものでございます。

昨年度は申請が3件ございまして、ここにありますように136万8,000円という補助金の支出をさせていただいております。作物については、アスパラガス、それからホウレンソウ、コマツナそういった季節野菜等が中心でございまして、当初の金額には十分はっておりませんが、申請が出た分については対応できておりますので、こういったものもまた今後活用いただいて広がっていく事業だというふうに考えております。

○亀岡委員長 秋田委員。

○秋田委員 そこに直接つながるとは思えないんですが、115ページの地産地消推進事業の中の課題の中で、野菜については事業を活用してさらなる施設化の推進と法人経営の安定化を図る必要があるというふうに書いておられます。ここの部分で昨年野菜については給食センターが稼働しており

ますけれども、そこへの供給体制の整備が必要だということもございました。そここの暗渠事業が絡むかどうか私も考えとしては難しいんですが、その整備ですか、供給体制の整備ということを考えてときに、こういったことで土地のほうはきちんとしてあげて、生産のほうがちゃんと体制がそろそろようにならなくてはいけないと思うんですが、そうした中で23年度決算においては供給体制の整備が必要ということに対して、何か効果とか成果とかあったでしょうか。お伺いたします。

○亀岡委員長

猪掛課長。

○猪掛地域営農課長

地産地消を推進していくという上で野菜等を地元で作付をして、それを地元で消費をしていく。特に学校給食等、青少年の今後の食育という観点から野菜等地元のもののできるだけ供給していくという大きなくりの中でお話でございますけれども、今水田暗渠事業については昨年度は3件という結果でございますが、野菜の周年栽培をしていくためにはどうしても施設化というのも必要になってまいります。この暗渠事業とそれからパイプハウスの設置補助、そういったものを組み合わせながら供給できる体制地盤づくりを行う。

それから、先ほどまた担い手という部分もございますので、個人個人でグループをつくって野菜のグループの中で給食用につくっていくということも必要でございますけれども、ある程度組織的に法人等で大型に取り組んでいって、この給食等に野菜を供給していくということも必要であろうかと思えます。

ちなみに、昨年度の給食センターへの地場農産物の入荷状況につきましては、野菜等米を除くものでございますが、これは年間を通じて24.1%という重量ベースの実績を持っております。今年度はまだ途中でございますけれども、この24.1%を上回る状況で供給のほうは進んでおります。ただ、全体年間目標の30%にはこしが届くかどうかというのはわかりませんが、そういった面では着実にそういう事業の成果もあらわれてきているのかなというふうに感じております。

○亀岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

宋戸委員。

○宋戸委員

114ページ、安芸高田市ふるさと応援の会支援事業につきまして質問いたします。質疑を行います。

現在2,000人の会員がいらっしゃるというふうに聞きました。この決算の成果説明書については1,704人ということで約300人ふえておられますよね。いろいろな支援をされて、むしろこちらのほうから会費1,000円をいただいて広報あきたかたを送ってよいというふうな評価も得ておりますし、いろんな面で精神面で支援をいただいております。この神楽公演にしてもそうだったんじゃないかというふうに思いますが、この神楽公演にしてもそうだったんじゃないかというふうに思うんですけれども、ちょっと私、考えるんですけれども、市長さんの考えもお聞きしたいんですけれども、こういった成果をここへ記載されておまして、実は、安芸高田市の中に過去にも例えば、コ

シヒカリという品種を高宮町の出身者がつくられたというふうにも聞きますし、それから三上義夫博士、和算を発見した人もいらっしゃる。そういった人材が過去にもあります。現在も農学博士として今京都のほうの大学で、京都大学ではないんですが大学で教授をしておられる方もいらっしゃるんですね。そういった人材が現在生存しておられる方も、そういうのをリストアップというか、どなたも皆立派なんですけど、そういう技術、知識というものを持っておられる方をリストアップできるだけして市民の声を聞きながらして、そこらに対して何らか安芸高田市に対する支援策を考えていただけるということも考えていったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですね。それでふるさと応援の会は一つの組織ですから、行政としてどこまでできるかというのはちょっとわかりませんが、そういった例えば、土づくりについてはその農学博士がプロでやっておられますので、そういった知識を安芸高田市のほうへ導入していただくとか、そういうふうなシステムにもなったほうがいいかなという思いがするんです。こちらから産品をみつやブランドのセットを使っただくというのがありますが、そういうところは今後このふるさと応援の会の支援として、事業としてどのように考えられますか。ちょっとお聞きしたいんですけども。

○亀岡委員長

浜田市長。

○浜田市長

ふるさと応援の会としてもう形成してあるんですけども、我が安芸高田市に関係のある方、出身者の方々にこの町を理解してもらっているんな施策展開に協力してもらおうということなんで、このたびの神楽に限らず特産品とかいろいろな人脈の形成とか、いろいろな面で利用してもらいたい。残念ながら今回その例えば、後援会のいろんな同窓会等を通じてから応援の会を募ったんですけど、各町のいろんな、有名な方がいいわけじゃないですけど、顕著な方が抜けてるんです、いっぱい。今後はそういうところの名簿を充実させてちゃんとそれをまた使っていきたい。特に企業誘致とか、大きなまたこちらへの企業進出とかこういうものについては非常に効果があるんじゃないかと。同じ行くんなら我々も関係のあるところへ行ったほうが確率が高いんじゃないかと。甲田の湧永薬品がございまして、あの方もちゃんと甲田の出身ということでございまして、そういうようなことをこれから名簿の充実、そういう意味での充実を図っていきたい。それで、これに対しては機会があったら訪問なりして、こちらの実態を訴えて企業拡充とか誘致のお話とか、また文化的な協力とか、こういうことはこれからも図っていきたいと思っておりますけど、まだつくったばかりでまだ名簿がなかなか充実してないということで御理解をしてもらいたいと思います。今後はそういうふうな方向ではちゃんと充実をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。私のところにも私には声がないというような著名人もようけ入って来られます。今のが悪いというんじゃないしに、我々も夢を長くしてそういうような多くの方に入ってもらって安芸高田市の支援を

してもらおうということでございます。御理解をしてもらいたいと思います。

○亀岡委員長 宋戸委員。

○宋戸委員 私もこのことについて直接、その方からもし機会があればぜひ安芸高田市のために頑張りたいという農学博士、土づくりの専門の方なんですけど、そういう話も聞いておりますので、またそういうところをしっかりと行政としても把握しながら、言葉は悪いですが、有効活用をしていったほうが安芸高田市の発展のためにはいいんじゃないかとかこういうふうに思いますので、ぜひ市長、今後とも継続した努力をお願いしたいと思います。以上です。

○亀岡委員長 浜田市長。

○浜田市長 全くそのとおりでございまして、我々も旧町の有力者、もとの町長さんとかのお話と同時に皆さん方も各町の有力者ですから、ここへ市長こういう方が抜けてるでという人がおられましたら、名簿のいわゆる補填をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 113ページの地域産業ブランド化推進事業についてお尋ねいたします。

「あきたかたのたから」ブランド認証とPR事業への補助がありますけれども、認証品目はぐっとふえたなという感じを持ちます。この認証基準についてと、それからこの効果がですね、どれだけ売れているのかとか、販売額とかそういうのがわかれば。

ちょっと気になったのが、今年に入りまして、ブラッシュアップ事業ですか、750万円ぐらいかけて公募をされているような。これは、このブランド化とかかわるのではないかと思いますけれども、そういうことについて、23年度からその状況と今後の方向性についてというところでお尋ねいたします。

○亀岡委員長 猪掛課長。

○猪掛地域営農課長 地域産業ブランド化推進事業、「あきたかたのたから」についてでございますけれども、今御指摘いただきましたように、昨年度は特に食品等の認証が多くございまして、そういった意味ではたくさんの物を認証していき、それから全体の特産品としてのバリエーションがかなり広がった年であるというふうに考えております。

この認証の基準につきましては、認証委員会のほうで各審査委員さんが採点されて、その得点の合計によって認証するかしないかというふうにしておりますけれども、その項目については、特に、生産者の顔が見えるもの、それから安芸高田市らしいもの、ユニークなもの、環境に優しいとか、そういった視点でそれぞれの項目がございまして、それを得点数化してつけていくという内容でございます。

それと販売等についてはですが、これはそれぞれブランド化とし

て認証をするしないにかかわらず、それぞれの販売ルートはお持ちになっているということでございますので、全体の幾らということはなかなかわかりませんが、昨年度からの対比で申しますと、あきたかたのおたからセットということで、いろいろな製品の詰め合わせをしたセットの販売を昨年度開始をしております。それで申しますと、昨年度の夏のお中元時期についてはおたからセットが260セットほど売れたということでございます。それから昨年冬については280セットが売れたと、お歳暮の時期でございます。その他の部分も含めると、全体で1,110セットが昨年度のセット数ということでございます。それに対比して今年度のこの夏のお中元の時期には約400セットが売れたということでございますので、着実に、このブランドについては市内全体で認識をされておいて、これを活用してみようかと言われる方の数もふえているということでは着実に成果を上げているというふうに考えております。

○亀岡委員長 山根委員。

○山根委員 金額的には1,110セットで幾らぐらいというところが出てますか。

○亀岡委員長 猪掛課長。

○猪掛地域営農課長 1セット約3,000円というふうに計算しますと、330万円程度が昨年度の売り上げであったかなと思われる。ちなみに今年の夏の400セットについては、約150万円の売り上げがあったというふうに聞いております。以上でございます。

○亀岡委員長 山根委員。

○山根委員 すいません決算なのであれですけども、今後のブランド認証についてブラッシュアップ等は関係するんですか。

○亀岡委員長 竹本部長。

○竹本企画振興部長 ブラッシュアップ事業というのは、このあきたかたのおたから、またはJA、そういったものをどのように販売するか、そういった市場調査、またはどういった形で対応したらより販売が可能なか。また安芸高田市としてどういった特産品等がまた必要なか、そういったことを総合的に検討させてもらいたいという未来創造事業の中の一つの事業として、今回、今入札をかけるように対応しております。そういった中でやっぱり交流人口が、この後も出てくると思うんですが、ふえてきている中で、今度は消費額をいかにふやしていくか、そういった仕組みの中の調査・検討をやらせていただきたいというのが今回のブラッシュアップ事業の流れでございます。まるで関係ないものではなく、安芸高田市のお宝をいかに売っていける仕組みを用意するか、そここのところの計画をつくっていききたいという事業でございます。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって地域営農課にかかわる質疑を終了いたします。

次に、農林水産課の決算について説明を求めます。

○佐々木農林水産課長

佐々木農林水産課長。

農林水産課における平成23年度決算の概要を主要施策の成果に関する説明書に基づき、主なものについて説明します。

まず、57ページをお開きください。

1緊急経済対策・きめ細かな交付金事業で、下段のほうに記載しておりますとおり、農林水産課として林道小谷線測量設計、改修工事並びに簸川かんぱいバルブ取りかえ工事、農業用施設等改修補助事業、農業土木小災害復旧補助事業、地域農道リフレッシュ事業を実施しました。

次に、120ページをお開きください。

1地籍調査でございますが、美土里町北地区の一部、山林2.02平方キロメートルを実施しました。

課題といたしましては、山林所有者の高齢化、不存在者などにより境界確認が年々困難となっており、境界等の確認ができる地区を優先し地籍調査の進捗率の向上につなげたいと考えております。

次に123ページをお願いします。

6農業用施設等維持活動支援事業費でございますが、国・県の採択要件に満たない施設整備や補修、農地・施設の災害復旧を単独費で補助金を交付し実施するものでございます。124ページのとおり、農業用施設の維持修繕に関する補助金として12件、農業土木小災害復旧補助金を6件交付し、実施しました。

続きまして、7、圃場整備事業費でございますが、吉田町桂地区、甲田町深瀬地区、下甲立地区の3地区の圃場整備事業を実施しました。3地区とも実施設計業務及び換地業務を行い、面的整備並びに道路・水路の工事を実施しました。甲田町深瀬地区につきましては、本年度の完成であります。県営事業で実施しています県営小原2期地区工事も今年度で完成の予定です。圃場整備事業の継続的实施により、工事を早期に完成し、農業経営体の育成を図るとともに地域の営農体系の確立を促進してまいりたいと考えております。

次に126ページをお願いします。

8の農道整備事業費でございますが、単独県費補助事業によりまして、高宮町長瀬地区、吉田町下中馬地区、高野地区の3件の農道舗装を実施するとともに、葬斎場建設に伴う農道舗装として吉田町千川地区、美土里町瀬木地区の2地区を実施しました。また、リフレッシュ農道舗装について28件補助金を交付いたしました。

次に、127ページの下段にあります有害鳥獣捕獲事業でございますが、イノシシ、シカ等による農作物、林産物の被害防止のため、有害鳥獣捕獲に努め、平成23年度の捕獲頭数は、イノシシが1,437頭、シカが2,321頭となっています。

また平成22年度から始めました狩猟免許取得補助制度につきましては、平成23年度6名の方に補助金を交付し、免許を取得をしていただきました。イノシシ、シカ等の被害による捕獲依頼も多くあり、今後におきま

しても被害の拡大防止のため有害鳥獣捕獲に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、130ページをお願いします。

14、ひろしまの森づくり事業でございますが、平成19年度にひろしまの森づくり県民税を活用し創設された事業で、放置され荒廃した人工林の整備、里山林の整備等を行うもので、平成23年度が5カ年計画の最終年ということで人工林対策として環境貢献林整備として49件、里山林整備として9件、間伐材利用対策事業として特任事業とあわせてサッカー公園へ木製観覧席を整備しました。この事業は、平成24年度以降も5カ年計画で実施されることになりましたので、引き続き環境貢献林の整備、里山林の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、132ページの17、森林整備過疎化・林業再生事業でございますが、この事業は平成23年度から創設された事業で市分収林、市有林、民有林の間伐を推進するための事業で、本年度は美土里町生田・本郷の分収林、及び八千代町佐々井の市有林、また民有林市内77カ所の間伐を実施しました。あわせて林内路網の整備事業で作業路について市内5路線を実施し、森林強化への明確化事業で美土里町本郷、甲田地区を実施し、安芸北森林組合に補助金を交付しました。今後とも安芸北森林組合との連携を密にし、市内の間伐を計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、133ページの19、林道新設改良費でございますが、県単独補助事業により高宮町の林道天王山線の開設工事と国費事業で林道入江戸島線の改良工事を実施しました。林道天王山線の開設工事は、平成24年度で完成の見込みです。また、林道入江戸島線につきましては、本年度改良工事及び開設工事を実施するようにしております。

次に、135ページの下段をお願いします。

24、災害復旧事業費でございますが、平成22年7月豪雨災害により被災し、平成22年度から繰り越した農地災害22件、農業用施設災害21件、林業施設災害2件を実施しました。また、平成23年5月と9月に発生した農地災害9件、農業用施設災害5件につきましては、平成24年度に繰り越しをしております。平成23年5月と9月に発生しました林業施設災害3件につきましては、平成23年度1件を完成し平成24年度に2件繰り越しをしております。

近年の局地的な豪雨は予測しがたいものがありますが、今後とも関係部局との連携を密にして災害復旧に対応してまいりたいと考えております。以上で、農林水産課の平成23年度決算の概要説明を終わります。

○亀岡委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

水戸委員。

○水戸委員 有害鳥獣対策のことばかりお伺いするようですが、128ページで願

いをいたします。

まず1点ですね、これ決算額と下の括弧の中の額というのは60万円ぐらいの差があるんですよね。計をしてみると、つまりこれは事務費などが含まれるのかなというふうにちょっと思うんですが、まずそのところの60万円はなんですかということで1点お伺いしたいと思います。

それから保険料をかけていただいているんでありがたい、駆除捕獲班の人はそのように思っていますが、6捕獲班に180万円、これもともと60万円だったのをそれをいいじゃないかということで30万円に減額して6つの捕獲班、3かける6で18というふうになってると思うんですが、それはそれとして、加算委託料というのが1頭捕獲につき幾らというふうに交付されてるんだらうというふうに思いますけれども、この2,655万1,000円の捕獲は多分イノシシとシカの頭数、プラスアルファがあるんですよ。これの別に何頭、何がというのではないんですが、その差額あたりは例えば、カラスの駆除に皆さんお世話になってるのか、タヌキの駆除だったんかというようなことがあると思うので、その差額については内容がなんだったのかなということをまず2点目にお伺いをしたい。もし、手元に資料があるのであれば、この2,600万円の委託料の各町ごとの、イノシシは1,437頭でシカが2,321頭なんですけれども、これの各町ごとの捕獲頭数とこれイノシシ、シカ足してもらって結構なんですけれども、6町へ公布された、いわゆるここで言う加算委託料の額がわかりますか。なぜそれを言うかといいますと、2,655万円はこれもっと今後とも膨れていく可能性があるんですよ。これが6町とも平準化されとるものであれば30万円というものをベースに6町に出して180万円ありますけれども、これがもっと減ってもいいんじゃないかという考え方も私自身はしているので、片や2,600万円が6町に対してどの程度の配分になっているのかなというようなことを思いますので、その辺の数値的なものがそれぞれ各町で出るのであれば、お願いしたいと。

それと、3点目になるんですけども、4点目かな。狩猟免許の取得者が6名おられるんですが、先ほど来のお話の中では有害鳥獣対策のアドバイザーも市におられるといったようなことも含めて、この6名という23年度の結果はどこの方か。今非常にここへ捕獲班員が106人となっておりますけど、毎年4人ぐらいずつやめられて銃をお持ちの方は今96名なんです、銃砲保安協会では。そんなふうには減っていく中で、どの町の方が若い人がふえていただいたのかなということをお知らせいただければというふうに思います、お願いします。

○亀岡委員長 暫時休憩にいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時04分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 再開します。

佐々木農林水産課長。

○佐々木農林水産課長 最初の質問にありました差額につきましてですが、ここに記載してないのが、捕獲協議会の委員報酬ですね。11万9,000円。それと備品購入、おりを購入しました、47万3,000円のものに記載してございません。それらを含めてしめて3,553万595円ということになります。

ちょっと2番目の各町の結果につきましては、今調べておりますので少々お待ちください。

6名の免許取得補助金のことですが、高宮町1名、甲田町1名、向原町2名、吉田町2名ということになっております。以上です。

○亀岡委員長 猪掛課長。

○猪掛地域営農課長 有害鳥獣の捕獲の頭数でございますけれども、全体ではイノシシが1,437頭、それからシカの捕獲数が2,321頭ということでございますけれども、各町の資料については現在ちょっと持ち合わせておりませんので、また後ほど答えさせていただきたいと思っております。

それと主に、シカとイノシシ、それからカラスの分がございまして、そのこの委託料の中には入っているということでございます。

○亀岡委員長 水戸委員。

○水戸委員 大体わかったんですが、先ほど申し上げましたように、2,655万円というのは今後まだまだ膨れていく可能性もあるとすれば、ベーシックな部分で30万円ずつをまたそれも各町へ出しておるわけですから180万円。その辺のところもまた減額するなどの考え方も会のほうでもしていただいてもいいんじゃないかなというふうにも思いますので、各町にどの程度の加算委託料が出ておるのかなということが知りたかったわけで、そのデータについては後ほどいただければ、また私のほうでも検討させていただきたいと思っております。

なお、先ほど捕獲おりの購入47万円とか委員報酬が7万円ぐらいやったかな、おっしゃったんですけれども、事業説明の中にやっぱり書いとかれたほうがよろしいかなというふうに思いますので、その辺のコメントをいただいて終わります。

○亀岡委員長 佐々木課長。

○佐々木農林水産課長 はい、ありがとうございました。貴重な意見をいただきましたので、来年度からはそういうふうに金額を全部網羅するようにいたします。以上です。

○亀岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

赤川委員。

○赤川委員 1件お伺いいたしますが、133ページの林道新設改良費の件でございますが、林道天王山線については一応予定は14年度から26年度が、今年度完成という今お答えがありました。また説明がございました。なお、入江戸島線については、23年度から27年度ということでございますが、その完成年度は予想として何年ぐらいになるのか。また、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

- 亀岡委員長 佐々木課長。
- 佐々木農林産課長 林道天王山線につきましては、平成26年度開通の予定としておりましたが、本年度、単県で予算がたくさんつきまして舗装までできるというような見込みが立ちましたので、本年度開通ということにさせていただきます。
- それから、入江戸島線につきましては、本年度改良工事等を開設工事を実施する予定にしております。進捗状況につきましては、開設のほうはまだ3分の1もいかないんですが、改良のほうは4割ぐらい、今年度済むように予定をしております。以上です。
- 亀岡委員長 ほかにありませんか。
- 熊高委員。
- 熊高委員 125ページの圃場事業整備事業のうち下甲立地区の圃場整備事業2期工事についてですね。以前から問い合わせをしておりますが、特記仕様書の関係漁協との同意を取ることということの同意を取らずに現在までおるように聞いておりますが、この件の整理はいかがされたか、確認をしておきます。
- 亀岡委員長 暫時休憩にします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午後 2時13分 休憩
- 午後 2時13分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 亀岡委員長 再開します。
- 清水部長。
- 清水産業振興部長 圃場整備事業にかかわらずそれぞれの河川を汚濁する恐れのある事業につきましては、御指摘いただきますように特記仕様書の中で漁協と協議をするということになっております。国、県、市も含めましてそういった状況は同じでございますし、市といたしましても最大限業者のほうにそういった形の指導もさせていただいておりますし、漁協とも常々その点については協議をさせていただいております。特記仕様書に書いてある限り、行政の姿勢とすれば行政のほうに特記仕様書を守るようにということしか指導のしようがないわけで、建設部の管理課ともその辺のところの協議も現在の進めておる状況でございます。以上でございます。
- 亀岡委員長 熊高委員。
- 熊高委員 守るように指導するということですが、契約事項ですよ、これは。契約を守らなくてもいいということをお認めのことですか、これは、お伺いします。
- 亀岡委員長 清水産業振興部長。
- 清水産業振興部長 契約事項ということで間違いございませんが、基本的には漁協との協議というのは汚濁防止の施設をしたり、そういった工事上でのそういった河川の汚濁防止を図るところの部分で我々としては理解をして

おるところでございます。以上でございます。

○亀岡委員長

熊高委員。

○熊高委員

農林関係で言えばこの工事だけですね。建設部にも1件ありますけど、この2件で同じ事業者ですよ。だからそれだけを認めるということになると、他の契約を守っている事業者というのは全て守らなくてもいいということになる。ひいては可愛川にしても江の川漁協にしてもそれぞれ河川の汚濁防止の研修会等をやりまして、事業説明会等も事前に県、国、市それぞれ行いまして、それぞれの立場を理解し合って事業を進めておるわけですね。例え1社であってもこの契約を守らないということに対して、市がそういった対応をしないということになると、こういった前提というのは全て崩れてくるんですね。それを承知の上でその事業者との契約事項を履行させないということ、それはもう市としては今後手を打たないということで理解していいですか。

○亀岡委員長

清水部長。

○清水産業振興部長

手を打たないということではなくて、行政とすれば最大限特記書なり仕様書に明記をしてある部分については業者を強く指導するという立場に変わりはありません。1社だけ見逃すということじゃなしに、この件については引き続きその業者とも協議も継続してございますし、そういったところで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○亀岡委員長

ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長

質疑なしと認め、これをもって農林水産課にかかわる質疑を終了いたします。

次に、商工観光課の決算について説明を求めます。

小田産業振興部特命担当部長。

○小田産業振興部特命担当部長

続きまして、商工観光課に係ります主な事業の決算につきまして説明をいたします。

説明書の137ページをお開きいただきたいと思っております。

外郭団体等運営指導事業費でございます。

観光関連施設でございます4つの施設に対しまして運営指導及び施設の修繕工事等を行ったところでございます。それぞれの施設につきましては、地域振興施設として、また観光施設として地域における雇用、生きがいの創造、伝統文化の継承など多岐にわたり大きな役割を果たしていただいております。

施設の運営はその経営努力によりまして、それぞれの特色を生かした集客などを実施をされ、健全経営を目指して努力をいただいておりますけれども、施設や設備の老朽化等が目立ち始めております。その修繕等などが増加の傾向にあるという現状でございます。このため、日常的な点検の強化、並びに計画的な設備の更新等を行う必要があると考えております。

続きまして138ページをお開きください。

商工業振興事業費でございます。地域の商工業の振興、事業経営環境の改善を図るそのため、安芸高田市商工会が実施をします経営指導や人材育成等の事業活動への助成を行いました。市内の雇用状況につきましては、これは7月の月間の有効求人倍率でございますが、0.91余りと引き続き大変厳しい状況にあるということです。商工業などの企業活動は雇用環境に大きく影響いたしますことから、商工業者の経営環境の改善に向け、市商工会の事業活動を支援し、人材の育成・経営指導を通じた経営基盤の強化を商工会と緊密な連携を持ちながら、継続的に進めてまいりたいと考えております。

次に、139ページの中段でございます。

商工業振興施設管理費でございます。そこに表に掲げております4つの施設の維持管理等を実施いたしました。地域の施設として一定の役割を担っていただいておりますけれども、施設の老朽化等によりまして修繕等が増加をしている状況にあります。

次に、140ページをお開きいただきたいと思っております。

企業立地推進事業費でございます。平成20年度に立地奨励事業者の指定を行いました姫路合同貨物、藤崎商事に対しまして、企業立地奨励金の交付を実施いたしました。

また、新規の企業立地を促進するということで、進入路の整備等を実施いたしました。企業立地奨励金の活用により企業誘致を推進することができております。平成23年7月には中国クボタが吉田町可愛地区において操業を開始いたしました。

さらに、平成24年1月に田中電機工業を企業立地奨励事業者に指定をいたしました。この田中電機興業につきましては、平成24年7月から吉田工業団地内で操業を開始しております。

企業誘致活動につきましては、非常に厳しい状況でございますけれども、県や安芸高田市工業会等の連携を図りながら市の施策であります企業立地奨励金等の活用によりまして、誘致活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、140ページの下段、観光振興事業費でございます。

安芸高田市の観光PRとともに市内22団体の神楽団による安芸高田神楽協議会を新たに設置いただき、神楽を通じた観光振興等にも取り組みました。

また、山口県防府市との姉妹都市交流につきましては、40周年を迎えたことから防府市とともに神楽公演等の交流事業を実施いたしました。

関係組織団体との連携でさまざまな事業展開によりまして、観光交流人口の増加を図るということの取り組みをしておりますけれども、近年若干持ち直し傾向もございますが、5年前と比べると全体的にみますと観光入れ込み客等は減少傾向にあるところでございます。

また、観光消費額も県平均に比べて低位な状況にあるということでございます。こうしたことは地域の経済の振興のためには大きく影響する

ことであります。そういった形の中で、観光交流人口の拡大を図らなければならないと考えております。市内には多様な観光資源等が各地に多く存在しております。市内全域をカバーする観光協会の設立によりまして、観光情報の効果的な発信と観光資源をつなぎ合わせた周遊型の観光交流事業を展開して、観光交流人口の増加を図る必要があると考えております。

平成24年度内の観光協会、新たな観光協会の設立を目指しまして、現在、安芸高田市商工会と連携をいたしまして、設立準備組織を設置し、観光協会の推進体制や事業内容等、設立に向けた協議・検討を進めておるところでございます。

次に142ページをお開きいただきたいと思います。

観光振興施設管理運営費でございます。郡山公園や八千代いこいの森キャンプ場等、表に示しております市内の観光施設の維持管理等を実施をいたしております。施設の老朽化に伴う修繕等もございますけども、今後とも、地域の皆さんとともに、利用者の方が快適に安全に施設を利用、使用していただけるよう、管理を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○亀岡委員長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認めます。
これをもって商工観光課に係る質疑を終了いたします。
次に、農業委員会の決算について説明を求めます。
山根農業委員会事務局長。

○山根農業委員会事務局長 農業委員会におきます平成23年度歳入歳出決算の概要について主なものを説明させていただきます。

主要成果に関する説明書106ページをお願いします。決算書では108ページでございます。

決算額は1,657万7,452円で、委員37名と非常勤職員の報酬1,426万2,000円が主なものでございます。

最初に、農地法等の許可、関係事務につきましては、106ページ上段の表に掲げておりますように、137件でございました。

成果・課題でございますが、優良農地の有効利用を図るために、今後においても引き続き、農地法に基づく公平・公正な審議に取り組むことが重要であると考えてます。

また、各委員さんに許可確認事務実施時等に農地パトロールをあわせて実施していただいておりますが、もっと市民に見える方策も必要ではなかろうかと思っております。

次に、利用権設定等促進事業でございますが、再設定、新規設定あわせて286ヘクタールの設定を見ております。

成果・課題ですが、成果としては高齢化、後継者不足等により、耕作放棄地が増加している中で、農業法人とか認定農業者等へ農地が集積され、農地の有効利用が図られ、農地の荒廃が防げていると思っております。

課題としましては、農地の利用状況調査を充実し、耕作放棄地の解消を少しでも進めていく必要があるかと考えております。

次に、農業者年金でございますが、課題として、平成23年度におきましては、新規加入者1名を募ることができましたが、今後も引き続き、農協等と連携していきたいと思っております。農業委員会便りとかを活用しながら、農業経営の安定化のため加入促進に努める必要があると考えております。農業委員会事務局は、以上でございます。

○亀岡委員長 以上で説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
秋田委員。

○秋田委員 1点ほどお願いいたします。
利用権設定等促進事業について、課題の中で、不在地主の農地の仲介あっせんでございます。この不在地主さんの農地の状況というのは、利用権設定率なんかは前年度よりふえてるんですが、これはふえてるんでしょうか、減ってるんでしょうか。そこのところを1点お願いいたします。

○亀岡委員長 山根事務局長。

○山根農業委員会事務局長 ただいまのところ、不在地主さんの方の資料を今持ち合わせておりませんが、大体の傾向におきましては段々にふえているように思っております。農業法人の方とか認定農業者の方に対します農地の集積は、大体全体で600ヘクタール程度あるように見ております。以上でございます。

○亀岡委員長 秋田委員。

○秋田委員 数字的にざっとでいいんですが、不在地主の農地がふえているという答弁だったと思うんですが、これは書いてありますように遊休化を防ぐという課題の中ではここらあたりもきちんと解決していただかないといけないんじゃないかという思いで質問いたしましたので、そのようにお願いいたします。

○亀岡委員長 山根事務局長。

○山根農業委員会事務局長 不在地主の方につきましても、今後農地等の流動化が図れるように推進していきたいと思っております。以上です。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

[質疑なし]

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって農業委員会にかかわる質疑を終了します。

ここで、産業振興部、農業委員会全体に係る質疑を行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、産業振興部、農業委員会の審査を終了いたします。

ここで2時45分まで休憩にいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

委員の皆様申し上げます。これまでの決算審査の質疑の中で、資料の提示を求められたものがございました。今お手元に配付をしてありますので、ごらんをいただきたいと思います。

それから、先ほどの産業振興部の決算審査の中で、水戸委員より各町ごとのイノシシの捕獲頭数等の説明を求められる質疑がございましたので、これに関係しまして答弁のほうをお願いいたします。

佐々木課長。

○佐々木農林水産課長 先ほどの水戸委員さんの御質問にありました旧町ごとの捕獲頭数及び報償金についてということで、調査ができましたので報告をさせていただきます。

吉田町、イノシシ215頭150万5,000円、シカ450頭315万円、しめて465万5,000円。八千代町、イノシシ250頭175万円、シカ600頭420万円、野犬1頭5,000円、カラス5羽3,500円、しめて595万8,500円です。美土里町、イノシシ220頭154万円、シカ150頭105万円、野犬2等1万円、しめて260万円です。高宮町、イノシシ300頭210万円、シカ224頭156万8,000円、カラス300羽21万円、しめて387万8,000円です。甲田町、イノシシ140万7,000円、シカ300頭210万円、カラス1羽700円、しめて350万7,700円です。向原町、イノシシ251頭175万7,000円、シカ597頭417万9,000円、カラス22羽1万5,400円、川鶉1羽1,000円、しめて595万2,400円です。以上です。

○亀岡委員長 それでは、これより建設部の審査を行います。

概要説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 それでは、建設部の決算の概要について御説明申し上げます。

建設部では、平成23年度4課1園、管理課、住宅政策課、建設課、上下水道課、安芸高田清流園で執行してまいりました。平成23年度におきましても定住と交流のネットワークづくりや安全で快適な生活環境づくりのため、事業実施を図り、安全で安心のまちづくりに努めたところであります。

主な事業としまして、市道、県道の継続路線の道路整備をはじめ、地域高規格道路、東広島高田道路の向原吉田間の事業では、吉田側の一部

工事の着手を進めるとともに、正力側の用地買収を進めたところであり
ます。また、し尿処理施設安芸高田清流園の完成に伴い、技術提案に基
づいた稼働により維持管理をしているところでもあります。

次に、住宅対策の充実でございますが、市有住宅の指定管理に向けた
調整や向ヶ丘住宅跡地利用の有効活用で分譲団地用として整備を図った
ところでもあります。

水道事業につきましては、平成21年度に段階的に水道料金を調整して
いたものを、平成23年度から水道料金の市内統一を実施させていただ
いたところでございます。下水道事業につきましては、一層の整備率向上
に向け、事業実施をしたところでございます。以上、概要を申し上げ、
詳細につきましては、それぞれ担当の課長から御説明させていただきま
すので、よろしくお願いたします。

○亀岡委員長 続いて、管理課の決算について説明を求めます。

賀志古管理課長。

○賀志古管理課長 管理課における平成23年度決算の概要について御説明申し上げます。

平成23年度主要施策の成果に関する説明書の144ページをお開きく
ださい。

1、入札工事検査管理費でございますが、平成23年度は204件の入札を
執行いたしました。建設工事、測量建設コンサルタント業務につきましては、
全て電子入札システムより入札を執行し、事務の効率化を図って
おります。また、物品等の入札契約システムの構築により入札参加資格
者の管理機能を充実させております。

課題といたしましては、物品等の市内業者の受注機会の増加を図るた
め、業種の説明を行い入札参加を促す必要があると思っております。

次に、2、市営駐車場管理事業費でございますが、JR向原駅、吉田
口駅、甲立駅の駐車場の管理・運営を行いました。

利用状況といたしましては、向原駅の利用者は減っているものの、甲
立駅はその逆に利用者がふえている現状でございます。今後も利用率の
向上、また適切な管理に努めるとともに指定管理者制度での委託を検討
する必要があると考えております。

次に、145ページの3、道路橋梁総務管理費でございますが、道路の管
理を行うため、既存の道路台帳の電子化を行っております。

また、八千代南保育園周辺の未登記路線の測量業務を委託し、未登記
の整理を行いました。

次に、4、河川総務管理費でございます。

樋門管理につきましては、国管理樋門66カ所、県管理の樋門11カ所の
樋門を地元操作員に委託し、管理を行いました。操作員の安全に配慮し、
夜間対応のための強力ライトの購入や、樋門操作研修会を実施し、作業
の充実を図りました。

また、川と人とのつながりを再認識する機会として江の川ふれあいフ
ェスティバルを開催し、江の川という身近な河川をテーマにした講演、

シンポジウムなどを行い、川に対しより関心を持つ機会であったと思っております。

河川清掃につきましては、平成23年度は22団体に実施していただきました。今後とも住民による河川清掃活動の取り組みに対し、支援をしていく必要があると考えております。以上、管理課の説明を終わります。

○亀岡委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 市営駐車場の管理事業費についてちょっとお伺いいたします。

現場をよく知らないんですが、数値的なところからお尋ねいたします。先ほど、甲田町のほうで利用者がふえているように、それでこの月決めと一時利用の状況をみますと、向原のほうで月決めが55%というふうに甲田に比べて低いのですが、74区画というたくさんの区画があるということで、一時利用のほうは18区画と甲田に比べて少なくて利用台数が2,024台ということですが、この周りにおける駐車違反の現状とか、またこの状況で一時利用については18区画がいっぱいになるような状況があるのか。さらには向原町で74区画が55%の利用率というのはどういう要因があるのか、3点についてお伺いいたします。

○亀岡委員長 賀志古管理課長。

○賀志古管理課長 駐車場の利用状況でございますけれども、向原町自体、昨年度46台平均がというところでございます。22年度が46台、23年度で41台の月平均というところで、これで利用率も低くなっており、利用料金も低くなっておる。ただ、その原因が何であるかという部分につきまして、ただ、はっきりした要因は私もつかんでおりませんけれども、例えば、転職なり、また学校への就職、学校からももちろん大学から各企業への就職でどちらかに移転されたとか、いろんな要因はあろうと思いますが、ちょっとそこらのところは把握はしておりません。

それと、向原町18区画についていっぱいかどうかという御質問があったかと思いますが、おおむね満杯というところでの一時利用ができておるというところでございます。

○亀岡委員長 山根委員。

○山根委員 駐車違反とかそういうことがあるのかなと思ってお聞きしましたが、今お聞きした中で一時利用がおおむね満杯というお答えをいただきました。平成22年もこの状況での区画整理をされているのであれば、一時利用のほうが多いというようなことが考えられるのであれば、月決めのほうを減らして、私現状を知らないのですがどういう区画割りかわからないですけれども、月決めに減らして一時利用をもうちょっとふやすというようなことも考えられるのではないかと思いますけれども。また、それから通勤、通学者の減というようにお答えの中で整理すれば、やはり向原の駅から通勤、通学される方が段々減ってきた。そのために月決めが余

り区画が要らなくなったというような要因だと思います。それであれば、先ほど申しあげましたように、月決めを減らして一時利用をふやすというような考え方もできると思いますけれども、いかがでしょうか。

○亀岡委員長 答弁を求めます。
賀志古管理課長。

○賀志古管理課長 今回の御質問につきまして、月決め利用よりも一時利用をふやせばよろしいんじゃないだろうかという御意見でもございましたが、一時利用の場所が、それと月決め利用の場所であると思いますけれども、実際将来的に考えるとどのように動向していくか、実際わからないというところもあると思います。実際、向原駅については平成19年度からずっと見ておると、実際の資料的なものはないんですけども、平成19年度とその前の年度から見てみるとやっぱり利用者数が減ってるという状況もございます。23年度自体がちょっと人口的に把握してないというところもありますけれども、ただ将来的に考えて今の現状のまま月決め、一時利用をそのまま置いといて、ちょっと動向を見たいというふうに考えております。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。
青原委員。

○青原委員 樋門のことでちょっと聞いてみたいんですが、これは委託料での金額だろうというふうに思うんですが、国、県の樋門自体ですね。あれが老朽化して機能しなくなったという樋門があるかというふうに思うんですが、そこらの改修というか、改善の費用というのは国が出してくれるんですか。県が出してくれるんですか。そこらあたりをちょっと聞いてみたいんですが。

○亀岡委員長 賀志古管理課長。

○賀志古管理課長 もちろん国樋門、また県の樋門につきましてはそれぞれ管理者のほうから、操作員の方から何かあれば、ここが壊れとるとか修理してほしいという話については管理課のほうで受けますが、修理費等につきましては国管理樋門については国、県のほうについては県のほうで修理を行うというふうになっております。

○亀岡委員長 青原委員。

○青原委員 八千代でも老朽化して全然動かんというような樋門があるわけですね。大水になったらそこへ砂が入って、毎回その水路の砂を持ちあげていく状況があるんですね。市のほうにもお願いをしてるというふうに思うんですが、そこらあたりのおつなぎというのはできるんですか。

○亀岡委員長 答弁を求めます。
賀志古管理課長。

○賀志古管理課長 今御質問の樋門ですよね。これは県の実際の樋門管理部分なのか、県から移譲を受けて旧八千代町のほうで受けてそのまま管理を受けている樋門か、その部分でちょっと違うかと思います。ですから、今ここで樋門管理で掲示されとる部分については江の川と多治比川水系とかですね、

そこらの分の、八千代分はこの県樋門については入っておりませんので、よろしいですか。

○亀岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長

質疑なしと認め、これをもって管理課に係る質疑を終了いたしまして次に、住宅政策課の決算について説明を求めます。
青山住宅政策課長。

○青山住宅政策課長

続きまして、住宅政策課に関します主要施策に係る決算概要につきまして、御説明をさせていただきます。

145ページの下段のほうをお願いいたします。

1、住宅管理費でございますが、平成23年度末の住宅管理戸数等でございますが、145ページから次の146ページにかけて記載をしてあるとおり、公営住宅213戸、平成22年度からの224戸から11戸の減となっております。特定公共賃貸住宅16戸、若者定住住宅37戸、合計266戸を管理しております。市営住宅使用料につきましては、現年度分調定額5,970万2,600円に対して収入済額5,810万5,500円で収納率97.3%となっております。過年度分滞納分につきましては、調定額899万1,366円に対して収入済額167万5,966円で収納率18.1%となっております。現年度、過年度合計して調定額6,869万3,966円に対して収入済額5,978万1,466円で収納率87%でございます。

住宅の修繕につきましては、120件で638万9,000円を支出しております。工事につきましては市営宮迫住宅整備工事ほか1件の単独工事を実施しております。

成果といたしましては、日常的な修繕については類似した修繕箇所を一括して発注し、修繕費の経費削減に努めてまいりました。

課題といたしましては、耐用年限のある住宅については計画的に設備改善・改善などを進めるとともに耐用年限を越えた住宅については順次廃止していく必要があるかと思っております。

続きまして、2の市有住宅管理費でございます。

市有住宅の入居者戸数は平成23年度末現在で、147ページになりますが、3団地合わせて238戸に対し220戸の入居がありました。平成22年度末、入居戸数が200戸に対して20戸の超となっております。市有住宅の使用料でございますが、現年度分調定額7,409万2,200円に対して収入済額は同額で、収納率は100%となっております。過年度滞納分につきましても、調定額2万3,000円に対して収入済額は同額で100%になっており、合計も調定収納済額7,411万5,200円の同額で収納率100%となっております。

市有住宅の修繕といたしましては142件で906万9,000円を支出しております。

市有住宅の工事費としましては、市有常友住宅下水道布設工事ほか2件の工事を施工しております。

成果といたしましては、3団地購入時入居率67.2%から、平成24年3月末現在入居率92.4%にあげることにより定住対策としての成果が出ました。また市有住宅使用料、現年度分、過年度分とも100%の収納率を図ることができました。

ここには記載しておりませんが、昨年度3月の東日本大震災以降、市有住宅を被災者の受け入れ住宅としておりましたところ、昨年7月に1名の方がこの市有住宅に入居されました。被災者用の住宅として提供しておりました。6カ月間は無償提供をさせていただきましたが、その後この方は安芸高田市内に就業され、今現在では一般入居として定住をされているということを御報告させていただきます。

課題といたしましては、市有住宅管理運営基金を積み立て、今後の大規模修繕に備える必要があると思います。

続きまして、住宅建設費でございますが、若者定住促進対策として向ヶ丘分譲団地の整備を行うとともに耐用年限が経過した老朽住宅の除却を行いました。

主な実施事業といたしましては、向ヶ丘団体測量設計業務ほか3件の委託料と、148ページになりますが、向ヶ丘分譲団地整備工事ほか2件の工事請負でございます。

成果といたしましては、安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例を制定し、あわせて定住促進団地に区画を整備することにより定住促進地域活性化の取りかかりができました。

課題といたしましては、耐用年限を越えた老朽化した住宅については計画的に解体し、市営住宅除却後の団地、更地や市有地を活用し民間主導による団地整備を行うことにより若者の定住や人口の流入を促進していく必要があります。以上で住宅政策課所管にかかる決算概要の説明を終わります。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって住宅政策課に係る質疑を終了いたします。

次に、建設課の決算について説明を求めます。

西原建設課長。

○西原建設課長 それでは、建設課に係る決算概要につきまして説明をいたします。

主要施策の成果に関する説明書の148ページをお願いいたします。

まず1、市道道路維持費でございますけども、全体延長805キロの市道につきまして、舗装路面の補修、あるいは構造物の修繕、また除草除雪に要した費用でございます。

成果といたしましては、地元要望等に対して、速やかな対応ができたところでございます。

なお、課題といたしましては、特に積雪量が多い時に少しでも迅速な除雪対応ができるよう対策が必要でございます。

続きまして、149ページの2、県委託県道道路維持費でございますが、広島県から権限委譲されました主要地方道5路線、一般県道15路線、計20路線の延長138キロの県道につきまして、舗装路面の補修、側溝の清掃や除雪等を実施したものでございます。

成果といたしましては、地域からの修繕等の要望に対して、速やかに対応できたところでございますが、課題といたしまして、県から割り当てされた予算内での執行のため、地元要望全てに対応することができないということが言えると思います。

次に、3、県委託県道改良事業費でございますが、広島県から移譲されました主要地方道1路線、一般県道2路線の3路線につきまして、工事等事業を実施したものでございます。

成果といたしましては、次のページにありますとおり、一般県道舟木上福田線の雑木の伐採によりまして見通しがよくなりまして交通の安全性を高めることができたということでございます。

課題といたしましては、相対的に県からの交付金の減少によりまして、整備が完了するまで期間が長くなるということでございます。

続きまして、4、市道改良事業費でございますが、実施内容につきましては、国庫補助事業と地方特定道路整備事業の、継続事業、新規事業あわせて10路線の改良事業を実施したものでございます。

成果といたしましては、151ページにありますとおり、市道高林坊線、市道甲立中央線の事業を完了することができました。

課題といたしましては、限られた厳しい予算の中で整備手法の検討をするとともに、改良路線に対して、予算の重点化を図りながら整備効果を高めていく必要がございます。

続きまして、5、河川改良事業費でございますが、普通河川南合川につきまして以前からの改修要望を除き、新規に事業を着手し、測量設計を実施いたしました。災害防止のため、早期の改修が求められております。

続きまして、6、地域高規格道路対策費でございますが、地域高規格道路東広島高田道路、向原吉田道路の事業推進のために要した費用でございます。現在、全体延長4.5キロのうち、第1期工区として吉田・正力間の延長3.2キロ区間の事業を進めております。

成果といたしましては、吉田地区の一部区間が工事着手され、向原側の正力地区につきましてはおおむね順調に用地補償の契約を進めることができました。今後につきましては、特に吉田地区の残りの用地補償を進めるとともに、あわせて、国・県に対してより大きな予算措置を要望することにより工事の促進を図っていくことが必要であります。

それから、主要施策の成果に関する説明書には記載をしておりませんが、決算書の143、144ページの下段をお願いいたします。

これは、公共土木施設災害費でございますけれども、平成22年度に発生しました災害復旧工事47件のうち、河川28件、道路7件の合計35件を繰り越したものにつきまして工事を実施したものでございます。以上、建設課に係る説明を終わらせていただきます。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 150ページの、前ページから関係するんですが、県の委託県道改良事業のうち主要地方道千代田八千代線の関係ですが、これは当初は22年から始まった工事ですかね。この経緯を少し詳しく教えていただきたいんですが。

○亀岡委員長 西原建設課長。

○西原建設課長 主要地方道千代田八千代線の改良工事の経緯についての御質問でございますけれども、これは現在の工事箇所の事業着手は平成21年度からスタートしております。それからその年度に2回にわたってのり面の崩落事故がございまして、工事が一時中止をしたという経緯がございまして、さらに22年、23年とその後ののり面の安全対策ということで工事を進めて来ておるということでございます。以上でございます。

○亀岡委員長 熊高委員。

○熊高委員 おっしゃるように、21年の12月に発注をとるんですね。それから第1回の変更で3,800万円ぐらいの工事が1,900万円余りの減額となって、最終的に2回の変更をして22年の7月でいったん終わってるんですね。その後、平成22年6月3日に、これは入札によらずに随意契約で6,070万円という金額で発注をとるんですね。随意契約にしたこの経緯を御説明願いたいと思います。

○亀岡委員長 西原建設課長。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時16分 休憩

午後 3時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 再開をいたします。

西原建設課長。

○西原建設課長 これにつきましては、まず21年度につきましては、2回の崩落によりまして工事を中断せざるを得なくなったという経緯がありまして、その後、県との設計協議等を行いまして現在繰り越し工事によって、繰り越しといたしますか、工事を施工しておる同じ業者が経費的に安価かつ連続して早急に工事が施工できるということで、随意契約により契約を継続してしていただいたということでございます。

○亀岡委員長 熊高委員。

- 熊高委員 先般から言っております随意契約というのは130万円が基本的には限度なんです。それから、先ほど言われたように工期の関係あるいは継続しているほうが安価につくとか、そういった条件があるんですけども、6,000万円という随意契約というのは余りこれまで見たことないんです。緊急性といいましても一たん2,000万円ぐらいで変更契約して終わった工事ですよ。これを6,000万円の工事として随意契約するというのが本当に妥当性があるのかなのか。崩落が2回あったといいますが、崩落の時期はいつになっておりますか。
- 亀岡委員長 西原建設課長。
- 西原建設課長 第1回目の崩落が平成22年1月22日でございます。それから第2回目の崩壊が平成22年3月26日でございます。
- 亀岡委員長 熊高委員。
- 熊高委員 22年3月ですから、年度末に崩落をして、それから次の発注が随意契約で6月3日ですから、2カ月あるんですね。その間に危険性があるということになれば、通常崩落した土砂を、いわゆる防護柵の内側にある土砂を取らないと転倒するおそれがあるということなんでしょう。それで土砂を取り除く。逆に取り除けば、上がまたさらに崩落するといういろいろな条件はあったんでしょうけども、2カ月の間に設計をして入札をする暇はなかったのかどうか。その点についてお伺いします。
- 亀岡委員長 西原建設課長。
- 西原建設課長 崩落によりまして、さらに崩落の危険があるということで、再度修正設計といえますか、現地を精査して内容等の変更をその間にさせていただきまして、梅雨時期を控えておりましたので、どうしても早期な対策が必要であるということで、当初から施行しておいた業者と随意契約をさせていただいたということでございます。
- 亀岡委員長 熊高委員。
- 熊高委員 梅雨というのは毎年同じ時期にくるわけですから、3月の状況で基本的にはすぐにわかるわけですから、そういった暇がないという理由がなかなかかなりにくいんじゃないかと。ですから、通常随意契約といえ、土砂を取る、その工事だけの数百万円の工事とか、そういったものをまず随意契約しておいて、それから本設計をして新たに入札をするというのが通常の手続なんです。そういった状況が本当になかったのかどうか、もう一度お伺いします。
- 亀岡委員長 西原建設課長。
- 西原建設課長 先ほども申しましたが、さらなる次の被害、やっぱり地盤がちょっと悪いものですから、そういったことを危惧いたしまして、できるだけ早く工事に着手したいという思いで内容変更、現場精査をして内容変更して同一業者と契約させてもらったということでございます。
- 亀岡委員長 熊高委員。
- 熊高委員 随意契約を当初6月3日に契約をしておりますが、その時の工期はいつになったんですか。

○亀岡委員長 暫時休憩をいたします。
~~~~~○~~~~~  
午後 3時23分 休憩  
午後 3時24分 再開  
~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 再開いたします。
西原建設課長。

○西原建設課長 工期でございますけれども、6月3日契約段階での工期は平成22年12月17日までとなっております。

○亀岡委員長 熊高委員。

○熊高委員 緊急性を要する随意契約で半年ぐらいの工期があるんですね。そういったことを考えても、緊急な随意契約の意味が本当にそこで読み取れるのかどうか。随意契約で緊急性を持ってやるということになると、1カ月以内にその対応をすとか、そういったことの中で通常は本設計をするということなんですね。そういったところも含めて、安易に随意契約をしておい過ぎるんじゃないかということですね。

ちなみに、安芸高田市の随意契約の全体の率でいいますと、件数でいえば54%ぐらいが随意契約ですよ。三次市あたりは10%切ってますよ。しかもこの6,000万円という随意契約が最終的には1億3,000万円になつとるんですね、随意契約だけでずっといって。これは果たして随意契約の本来の姿かどうか、これはどういうふうにお考えになりますか。

○亀岡委員長 河野建設部長。

○河野建設部長 この区間ののり面は八千代の千代田に向かう途中の山で、聞きますと吉田土木時代からものり面の崩壊があつて非常に危険であると。ただ、ボーリングをしたときにはその工事区間ではそういったことが見られなかった。けれども、実際工事を始めましたらそういった崩落が起きたということでございます。その崩落によりまして、のり面の面積も変わってくるというような状況でございました関係で、さらなる崩落防止、あるいは危険防止、またその場所がちょうどカーブの前後というところでありまして、道路の反対では光ケーブルの通つてるということで、非常に県のほうといたしましても協議をする中で危険防止のためにそういった措置を取つたということでございます。これらも含めまして、どのように対策を講じるがということは権限委譲の道路で市の判断ということではなく、県も交えましていろんな協議を重ねた結果でそういった方法をとつたところでありまして、以上であります。

○亀岡委員長 熊高委員。

○熊高委員 私も現地のほうを確認をしましたがけれども、手前のほうがのり面ふきつけていうんですかね、昔には。それになってその千代田側は現在施工しておるアンカー式ののり面工事っていうんですかね。それかなり大規模なアンカー方式の工事ですか。であれば、以前から県がやっておつた時代から、土質についてはかなりそういった不安のある状況だという

のはわかっておるわけですね。であれば、県も絡んでの発注ですから、そういう技術的な指導は当然受けてやられたということでしょうけども、技術的なノウハウのあるランク別の業者の発注というそういったことも含めて考える必要があるんですね。とりわけそういった状況であれば、随意契約というよりか、そういう専門的なノウハウを持った技術を持った企業に発注するというのも考える状況も必要だったんじゃないかというふうに思うんですね。そういったことも含めて、先ほど言いましたように、この発注が妥当であったかどうか、最終的に1億3,000万円の随意工事、随意契約工事というのは私はこれまで聞いたことはありませんから。さっきも農林のほうで言いましたが、契約を履行しない早川工業という会社との随意契約ですよ。直接市の発注工事ではありませんけれども、県の三次美土里線の工事の、これも先ほどの漁業組合との同意関係、そういったものも履行されていない、これは部長も御存じだと思いますけれども、そういった契約を履行しない業者との随意契約ですね。こういったことが許されていいのかどうか、私は疑問に思いますがいかがですか。

○亀岡委員長 河野建設部長。

○河野建設部長 工事中のそういう安全対策ということは市はもちろんであります、県のほうとも先ほど申し上げましたように、十分検討した結果でございますので、結果的に事故がなくてよかったと我々安堵しておりますが、そういった対策を講じたということは結果的によかったというふうに思っております。以上でございます。

○亀岡委員長 熊高委員。

○熊高委員 答弁にはなっていないと思っておりますけれども、これは情報公開とも非常に密接に関係あるんですね。私以前から言っております3年間情報が公開されていなかった。これは嚴重な注意を市長からされたということでこの前総務長から話がありましたけれども、こういった状況を通常なら情報公開で見られるわけですね。そういったものが2年から3年余り公開されていなかったということですね。その間にこういうことが起きたということですよ。だから非常に情報公開というのは大事だなという思いがしますね。そういったものが早くわかればそういったことがどうなんかという指摘もできたでしょうし、そういった色んな関係の部分で私は非常に問題があるのかなということで指摘をしておきます。以上です。

○亀岡委員長 ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって建設課に係る質疑を終了いたします。

次に、上下水道課の決算について説明を求めます。

上本上下水道課長。

○上本上下水道課長 それでは、上下水道課の下水道に係ります決算の要点について御説明いたします。

主要施策の成果に関する説明書の103ページをお願いいたします。一

般会計で1番の浄化槽設置整備事業費から御説明いたします。

下水道事業計画区域内、下水道の事業認可区域外でございますが、整備まで時間を要する吉田町の丹比・可愛地区、八千代町の上根・下根地区において、水洗化を早期に要望される市民の方に対して、補助金を交付し、個人設置型の合併処理浄化槽77基を整備いたしました。決算額は5,218万円でございます。

生活排水処理事業の成果の指標として、103ページに、町ごとの整備状況載せておりますが、整備率でいいますと、吉田町、八千代町、美土里町において整備のおくれが見てとれます。また、平成23年度におきまして吉田町、八千代町の特定環境保全公共下水道事業の全体計画の見直しにより、ただいま説明しております1番の浄化槽設置整備事業でございますが、平成22年度で終了し、今年度24年度以降、集合処理の区域以外は特別会計であります市設置型合併処理浄化槽により整備をしていく予定にしております。

続きまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

2番のし尿処理事業費、3番の清流園管理運営事業費について御説明いたします。市内全域のし尿浄化槽汚泥を収集し、安芸高田清流園での最終処理に至る事業費を支出しております。

104ページにも記述しておりますが、し尿の収集量は、下水道及び合併処理浄化槽の整備により減少しておりますが、浄化槽の汚泥量は年々増加しております。また、清流園で処理した汚泥は脱水後再資源化し、炭化肥料として市民の方に利用していただいております。決算額につきましては、し尿処理事業費9,164万9,142円、清流園管理運営事業費9,047万3,530円でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○亀岡委員長 以上で説明を終わります。

続いて、伊藤上下水道課特命担当課長。

○伊藤上下水道課特命担当課長 上下水道課が所管をしております水道関係分、飲用水供給施設整備事業につきまして御説明を申し上げます。

説明書の105ページの下段をお願いいたします。

実施内容でございますが、水道の給水区域以外で飲用水が不足する地区において水源確保に要する事業費の一部を補助したものでございます。補助金の交付件数は15件、995万2,000円を補助しております。

課題といたしましては、水道の未普及地域を短期間に解消することは困難であり、当面はこの事業を継続をしていく必要があります。以上で、上下水道課にかかる説明を終わらせていただきます。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんか。

[質疑なし]

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって上下水道課に係る質疑を終了いたします。

ここで建設部全体にかかる質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑はないようでございます。質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、建設部に係る一般会計決算の質疑を終了いたします。

暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時36分 休憩

午後 3時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 休憩を閉じて再開いたします。

ここで認定第1号の審査を一時中断し、建設部に係る特別会計、公営企業会計決算の審査に移ります。

認定第6号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 それでは、特別会計の決算の概要を御説明いたします。

まず初めに、平成23年度公共下水道事業特別会計決算でございます。

この公共下水道事業特別会計は、吉田町内の都市計画区域内における用途区域を中心とした下水管路の整備や施設の維持管理に係る経費でございます。

歳入決算総額4億8,844万2,816円、歳出決算総額4億8,261万1,051円、また繰越明許費として1億5,058万5,000円を見ております。詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○亀岡委員長 続いて、要点の説明を求めます。

上本上下水道課長。

○上本上下水道課長 それでは193ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計でございますが、吉田町の用途地域内で処理施設の維持管理及び下水道管の敷設工事を平成23年度実施いたしました。公共下水道の人口での整備率は74.3%で、今後も用途地域内を整備をしていく予定にしております。

今後も整備していく予定にしておりますが、今の計画では平成26年度には、下水管の埋設工事、面整備の工事はおおむね完了する予定にしております。

決算額につきましては、4億8,261万1,051円でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○亀岡委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって認定第6号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第7号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 それでは、平成23年度特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の概要の御説明を申し上げます。

歳入決算総額5億2,083万9,386円、歳出決算総額5億2,065万253円でございます。歳出の主なものとしまして、八千代地区の管路施設整備費及び施設の維持管理費等でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○亀岡委員長 続いて、要点の説明を求めます。

上本上下水道課長。

○上本上下水道課長 それでは、194ページをお願いいたします。

特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますが、八千代町、甲田町、向原町で事業を実施しております。八千代処理区におきましては、処理施設の維持管理及び下水道管の敷設工事を実施いたしました。

八千代処理区の人口での整備率は87%となっております。平成24年度も引き続き整備を実施しておりますが、恐らく平成25年度では面整備・下水道管の敷設工事は完了する予定にしております。甲田処理区、向原処理区での整備は既に完了してございまして、処理施設の維持管理を実施いたしております。

一般会計のときにも御説明いたしましたが、平成23年度に吉田町の丹比・可愛地区、八千代町の上根・下根地区、佐々井、勝田地区の一部を下水道での整備から合併処理浄化槽での整備を見直しをしております。その後、下水道事業の縮小の変更事業認可も取得しております。これからは整備率の向上に努める計画にしております。決算額につきましては5億2,065万253円でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○亀岡委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認めます。

これをもって認定第7号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第8号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 それでは、平成23年度農業集落排水事業特別会計決算の概要を御説明申し上げます。

歳入決算総額3億7,708万3,651円、歳出決算総額3億7,696万2,963円でございます。これは市内各処理区の施設維持管理費等にかかわるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

○亀岡委員長 上本上下水道課長。

○上本上下水道課長 それでは、196ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計でございますが、農集は12処理区、整備のほうは既に完了しております。12処理区の施設の維持管理を主体に事業を実施してきております。決算額につきましては3億7,696万2,963円でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認めます。

これをもって認定第8号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第9号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 平成23年度浄化槽整備事業特別会計決算の概要を御説明申し上げます。

歳入決算総額2億1,877万9,958円、歳出決算総額2億1,872万3,972円でございます。下水道管路整備区域以外の区域における浄化槽施設建設費及び浄化槽の維持管理費等に係るものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○亀岡委員長 続いて、要点の説明を求めます。

上本上下水道課長。

○上本上下水道課長 197ページをお願いいたします。

浄化槽整備事業特別会計でございますが、合併処理浄化槽の維持管理及び集合処理区域以外を市設置型での合併処理浄化槽、平成23年度は43基を整備いたしました。決算額は、2億1,872万3,972円でございます。年々設置基数が減少しておりまして、未設置者への啓発を行い、今後の整備基数を確保して、整備率の向上を図り、効果の早期発現に努めたいと考えております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○亀岡委員長 以上で説明が終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認めます。これをもって認定第9号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第10号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の概要を御説明いたします。

歳入決算総額926万7,936円、歳出決算総額924万1,174円でございます。この費用は、施設の維持管理費等にかかわるものでございます。詳細につきましては、担当課長から申し上げます。

○亀岡委員長 続いて、要点の説明を求めます。

上本上下水道課長。

○上本上下水道課長 198ページをお願いいたします。

コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございますが、整備は既に完了しております。農集と同じように施設の維持管理を主体に、事業を実施しております。決算額につきましては924万1,174円でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認めます。これをもって認定第10号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第11号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の概要について御説明申し上げます。歳入決算総額5億2,086万2,381円、歳出決算総額5億2,064万1,789円でございます。各給水区における施設維持管理費及び引き続き、八千代管路地区における管路造形に伴う水量拡張事業及び水道管老朽化更新事業を実施したところでございます。また美土里町、横田地区の未給水区域解消に向けての簡易水道創設に向けての事務を進めたところでございます。詳細につきましては、担当課長から申し上げます。

○亀岡委員長 続いて、要点の説明を求めます。

伊藤上下水道課特命担当課長。

○伊藤上下水道課特命担当課長 説明書の200ページをお願いいたします。

簡易水道事業の経営の状況でございますが、(1)の水道使用料等の状況の欄でございます。安芸高田市全域で給水戸数4,329戸、給水人口9,923人、有収水量91万7,620立米で、調定額は1億8,725万9,980円でございます。

次に、(2)の簡易水道施設管理費用でございます。概要のほうで費用別に記載をしております。また区分として給水区別に事業費を記載しております。合計で1億4,517万5,362円でございます。

次に、(3)の簡易水道施設建設費でございますが、八千代給水区では、水需要の増加への対応と、老朽管の更新のため改良事業を施工しました。また、国庫補助事業採択後10年を経過したことによりまして、事業の再評価を行い、計画完了年度を平成28年度といたしました。美土里給水区では、水道未普及地域の解消事業として本郷矢賀地区と横田地区の区域の拡張の変更認可を取得し、水源調査のためのさく井工事と揚水試験を行いました。

課題としまして、平成28年度末の水道事業への事業統合に向けて各給水区域間の連絡管の施工と水道未普及地域の解消等、計画的な事業推進の検討が必要と考えております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○亀岡委員長 以上で説明で終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認めます。これをもって認定第11号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。
次に、認定第12号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。
概要説明を求めます。
河野建設部長。

○河野建設部長 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の概要について御説明申し上げます。
歳入決算総額1,328万3,858円、歳出決算総額1,324万1,892円でございます。主なものは、施設の維持管理費等でございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○亀岡委員長 続いて、要点の説明を求めます。
上下水道課 伊藤特命担当課長。

○伊藤上下水道課特命担当課長 説明書202ページをお願いいたします。
飲料水供給事業につきましては、高宮町下福田地区とすだれ地区の2地区でございます。(1)水道使用料等の状況でございますが、給水件数46件、給水人口113件、有収水路につきましては1万509立米で、調定額は198万2,095円でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

- 亀岡委員長 以上で説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって認定第12号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。
次に、認定第13号「平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件を議題といたします。
概要説明を求めます。
河野公営企業部長。
- 河野公営企業部長 決算書は別冊になっております。平成23年度安芸高田市水道事業決算の概要について、御説明いたします。
水道事業の業務量としては、全体の給水戸数5,851戸、1日の平均排水量は4,222立米でございました。施設の維持管理等営業収支にかかわる3条決算の関係でございしますが、収入合計2億5,766万7,468円、支出の合計2億4,789万8,628円でございました。昨年度と比較して、東日本の大震災により事業所の使用料が減少したことにより収益が減少しております。
また、施設整備費等にかかる4条決算でございしますが、資本的収入では1億3,386万3,000円、支出合計2億2,645万68円でございました。主なものとしまして、国司浄水場整備等でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきます。
- 亀岡委員長 続いて、要点の説明を求めます。
伊藤特命担当課長。
- 伊藤上下水道課特命担当課長 主要施策の成果に関する説明書がございませんので、安芸高田市水道事業決算書、平成23年度安芸高田市水道事業報告書により御説明を申し上げます。決算書の11ページをお願いいたします。
1の総括事項欄の3行目から5行目でございしますが、第3条予算にかかる収益的収支でございしますが、消費税抜きの損益計算書のベースで、378万5,562円の当年度純利益を計上いたしました。
次に、第4条予算にかかります資本的収支でございしますが、税込み額で収入の不足額が9,258万7,068円生じております。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額598万3,278円と、当年度分損益勘定留保資金8,506万3,811円、及び建設改良積立金153万9,979円で補填をいたしました。
下段の(1)給水状況でございしますが、給水区域内の人口は1万4,354人、計画給水人口は1万4,810人。対しまして、給水人口は1万3,597人となっております。料金の徴收件数は、平成23年度末で5,851件でございました。
次に、13ページをお願いいたします。
建設工事の概況でございしますが、主なものは上から1段、2段目、公共

下水道に伴う水道管移設工事2件と5段目国司浄水場のろ過設備の整備工事でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

(2) の排水量でございますが、年間排水量に対する年間有収水量の率、有収率は83.8%となっております。

次に、2の事業収入に関する事項でございますが、水道料金が平成23年度は対前年度比で5%の減額となっております。その要因としまして、東日本大震災の影響等により事業所の使用料が減少したことによるものと思われま。

15ページをお願いいたします。

3、事業費に関する事項でございますが、中ほどの減価償却費が対前年度比で21.6%の増となっております。その主な要因としまして、平成22年度に完成し供用開始しました新甲立浄水場の減価償却が始まったことによるものでございます。以上、要点の説明をいたしました。よろしくをお願いいたします。

○亀岡委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって認定第13号「平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の審査を終了いたします。

以上で、建設部に係る特別会計、公営企業会計決算の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 4時02分 休憩

午後 4時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 休憩を閉じて再開します。

これより議会事務局の審査を行います。

認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要説明を求めます。

外輪議会事務局長。

○外輪議会事務局長 それでは議会事務局の決算の概要につきまして説明をいたします。

平成23年度は職員6名の体制で事務執行を行い、議会費といたしまして、2億3,663万2,076円の支出をみております。

内容といたしましては、議員人件費、一般職員の人件費、本会議及び各委員会等の議会運営費、議会だより発行等にかかります議会広報事業費、委員会等の視察、政務調査費等における議会の調査費が主なものでございます。また、議会の活動状況を市民に報告すると同時に意見交換

を行う議会報告会を22年度に引き続き23年度も7月、8月に6会場で開催をしていただきました。詳細につきましては、次長が説明をいたします。

○亀岡委員長 続いて要点の説明を求めます。

山中議会事務局次長。

○山中議会事務局次長 それでは、主要施策に係る歳出決算概要の説明書に基づいて説明をさせていただきます。

成果に関する説明書の9ページをお開きください。

まず1、議会運営事業費でございますが、決算額が674万8,949円でございます。総括といたしまして、定例会、臨時会をはじめ、各常任委員会、特別委員会等の開催日数を掲載させていただいております。詳細につきましては、1としまして本会議活動状況や内訳、傍聴者数を表にしております。

次ページ、10ページをお開きください。

2といたしまして、常任委員会・特別委員会・議会運営委員会・全員協議会の活動状況、3といたしまして、議案等審議・審査状況として付議事件・常任委員会付託件数等を掲載しております。

また次ページ、11ページに一般質問の状況などをまとめて掲載させていただいております。

成果といたしましては、1、委員会ごとに2名の担当職員を決め委員会運営を効率的にサポートできる体制としております。2、会議録の調整編さんにつきましては業者委託と、常任委員会等は職員によるテープ起こしを併用して経費節減に努めております。

課題といたしましては、会議録の調整編さんが定例会と臨時会、決算予算常任委員会も同様に6カ月程度かかっておりますため、できる限り早期にできるようにすることがあげられます。

次に、2、議会広報事業費ですけれども、決算額が119万4,795円です。総括といたしまして、議会に対する市民の理解を深めるために、議会広報紙の発刊4回や、市議会ホームページにより議会情報の発信を行いました。

成果といたしましては、本会議閉会中の限られた期間の中で、年4回の議会広報誌を発行し議会活動を広く多くの市民にPRすることができました。

課題といたしましては、議会の活動状況を読みやすく、わかりやすくするために文体の統一や表現方法に注意して、作成していく必要があると思われれます。

続いて、11ページから12ページにかけてでございますけれども、最後に3、議会調査事業費ですけれども、決算額が586万9,256円です。総括といたしましては、3常任委員会、各特別委員会の各委員会において、他市町の行政施策を調査するために、先進地視察を行いました。また本市、三次市、庄原市の議員を対象とした北部ブロック議員研修会やその他の各種研修会へ積極的に参加をいたしました。その中には、12ページ

の下段にあります政務調査費も活用し、調査研修をしていただいております。

成果及び今後の課題ですけれども、成果としましては、昨年度に引き続き、議会改革の取り組みとして市内6会場で議会報告会を開催いたしました。

課題としましては、今後より一層議会の活性化、議会改革による具体的な取り組みを進めていく必要があるということでございます。以上で平成23年度議会費の主要施策に係る決算概要の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○亀岡委員長 以上で、要点の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○亀岡委員長 質疑なしと認め、これをもって議会事務局の質疑を終了し、認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

それでは、ここで休憩をとります。4時25分までといたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時09分 休憩

午後 4時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○亀岡委員長 休憩を閉じて再開をいたします。

これより認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」から認定第13号「平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について」までの13件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより本13件を個別に討論・採決いたします。

まず認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

熊高委員。

○熊高委員 平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について、鋭意審査をしてまいりましたが、内容について一部認定しがたい内容がありましたので、反対討論をさせていただきます。

まず、予算については当然議会が承認をしてきたところでありますので、それについてとやかく言うつもりはありませんが、予算の執行の内容について、まず1つは他市にも比べて随意契約というものが非常に多過ぎるというふうに見させていただきました。随意契約の内容としては、約件数で言えば54%近くが随意契約であり、他が46%近いものがプロポーザル、あるいは指名競争入札、一般競争入札、そういったものになっております。金額においても約38%が随意契約であります。そして、入札等における金額が約62%というふうに確認をしておりますが、そうい

った面からしても本来議会が承認すべき入札の金額というのは1億円以上というふうに認識をしております。そういった議会がチェックをする場面がなかなかないという中で随意契約という形、しかも随意契約の本来の金額の上限というのは130万円であり、緊急性あるいはそれなりの条件が必要だということが条例にも書いてありますけれども、そういった点からしても内容を見ても130万円以上のものが非常に多い。ただし、地域の活性化、あるいは経済対策として地域のほうに随意で出すという部分もかなりありますけれども、一般競争入札あるいは指名入札、そういったものに付したほうがより経済的な効率がいいという部分もかなり見受けられるように感じました。そういった随意契約の割合が多過ぎるという点が1点あります。

それから、審査の中に契約の不履行が見られましたが、これは契約不履行があれば当然契約を解除して入札があれば指名停止するというようなそういった決まりがあります。そういったことがなされずに事業だけは進めておるといふ形ですから、条例を無視した業務の執行状況であるというふうに認識をさせていただきました。

さらには、それに関連をして情報公開が3年近く行われておらなかった。こういった面も先ほど申し上げた随意契約、そういったものにも非常に影響してきておるといふふうな気がしております。

市民の皆さんは条例に基づいて納税をされておるわけですから、その執行する執行部が条例を守らない、いわゆるコンプライアンスがなされていないということになれば、今後市民の皆さんに条例を守って行政に協力をしていただきたいというふうなことが本当に言えるかどうか、そういった懸念を持たざるを得ませんでした。そういった状況を見まして、今回の23年度の一般会計の執行状況が公正で公平に執行がなされておったというふうには認めがたいという観点から反対をさせていただきます。以上です。

○熊高委員 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

秋田委員。

○秋田委員 私は安芸高田市一般会計決算についての賛成討論をさせていただきます。

まず、財政についていろいろと審査をさせていただきましたけれども、最終的には安芸高田市健全化判断比率等、いずれも基準値を超えるものではなく妥当に推移している。個別に見ると経常収支比率等はやや悪化しておりますが、全体的で考えたら改善されているという思いの中で、財政についてはそういった思いで賛成させていただくものでございます。

また、決算審査に当たりましては、私たちが認めた予算についてその趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたかどうか、それからまたそれによってどのように行政効果が発揮できたかという点に主眼を置きまして、特に歳出につきまして主要施策の成果に関する説明書に基づき、多々質問をさせていただきました。特に支出が適当、適正に

なされているか、またはその支出が今後生かされているかどうかという点について執行部のほうにいろいろと質問をさせていただきましたが、私の感覚といたしましてはそうした答弁においては、きちんと23年度決算をもとに24年度にも取り組まれているという姿勢が伺えましたし、何よりもそのことを大事に次へつなげるという思いを強く感じたところがございます。そうした意味で一般会計の決算の認定について賛成討論とさせていただきます。

○亀岡委員長 次に、ほかに反対討論はありませんか。
(討論なし)

○亀岡委員長 反対討論なしと認めます。
賛成討論はありませんか。
(討論なし)

○亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、認定第1号「平成23年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○亀岡委員長 起立多数であります。
よって、認定第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、認定第2号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。
熊高委員。

○熊高委員 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成24年度の国保税、こういったものが急激に上昇することとなりました。これは、やはり23年度の財政状況、そういったものを見ながら順次市民との連携を図りながら対応すべきであるというふうに思われます。そういった観点から23年度の決算、そういったものが非常に24年度に影響しておる、そういった観点を持っております。

さらには、基金の残高、そういったものも含めて、今後基金の本来のあり方、そういったものを考えたときに1億5,000万円余りの基金残高、そういったものも23年度決算に出ておりますが、そういった中身を含めて23年度の国保特別会計の決算は認めがたいという立場で反対をさせていただきます。

○亀岡委員長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論はありませんか。
(討論なし)

○亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。
続いて、反対討論はありますか。
(討論なし)

○亀岡委員長 反対討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○亀岡委員長 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第3号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(討論なし)

○亀岡委員長 賛成討論はありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号「平成23年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○亀岡委員長 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第4号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○亀岡委員長 反対討論なしと認めます。

賛成討論はありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○亀岡委員長 起立多数であります。

よって、認定第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第5号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(討論なし)

○亀岡委員長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

- 亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより認定第5号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。
本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 亀岡委員長 起立多数であります。
よって、認定第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、認定第6号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。
反対討論ありませんか。
(討論なし)
- 亀岡委員長 反対討論なしと認めます。
次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
(討論なし)
- 亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより認定第6号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。
本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 亀岡委員長 起立多数であります。
よって、認定第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、認定第7号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。
反対討論ありますか。
(討論なし)
- 亀岡委員長 反対討論なしと認めます。
次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
(討論なし)
- 亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより認定第7号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。
本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 亀岡委員長 起立多数であります。
よって、認定第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、認定第8号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○亀岡委員長

起立多数であります。

よって、認定第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第9号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○亀岡委員長

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○亀岡委員長

起立多数であります。

よって、認定第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第10号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○亀岡委員長

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第10号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント

整備事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○亀岡委員長 起立多数であります。

よって、認定第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第11号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長 反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第11号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○亀岡委員長 起立多数であります。

よって、認定第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第12号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長 反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第12号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○亀岡委員長 起立多数であります。

よって、認定第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第13号「平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(討論なし)

○亀岡委員長 反対討論なしと認めます。
次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論はありますか。

(討論なし)

○亀岡委員長 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより認定第13号「平成23年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件を起立により、採決いたします。
本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○亀岡委員長 起立多数であります。
よって、認定第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見がありましたら、発言を願います。

御意見ありませんか。

(意見なしという者あり)

○亀岡委員長 それでは、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任を願います。

次に、閉会中の継続審査について、お諮りします。

本委員会の所管事務につきましては、審査の必要性が生じた場合は、閉会中におきましても審査を行いたいと考えますが、これに御異議はありませんか。

[異議なし]

○亀岡委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、所管事務の調査は、会期中が原則でありますので、会議規則第102条の規定により、議長に閉会中の継続審査を行う旨の申し出を行いたいと思います。

以上で、閉会中の継続審査についてを終了いたします。

以上をもって、決算常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時28分 閉会